

神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等発生時
対応マニュアル

平成 16 年 12 月策定
改正平成 19 年 2 月 16 日
改正平成 19 年 6 月 18 日
改正平成 20 年 4 月 9 日
改正平成 21 年 4 月 21 日
改正平成 24 年 2 月 22 日
改正平成 27 年 8 月 12 日
改正令和 3 年 2 月 22 日
改正令和 4 年 3 月 25 日
改正令和 5 年 8 月 31 日

環境農政局総務室

神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアル（目次）

第1章 総論	
1 目的・考え方	… 3
(1) 目的	
(2) 本マニュアルの考え方	
(3) 発生時の体制	
ア 県内で疑い事例等が発生した（簡易検査で陽性と判明した）場合（モニタリング、病性鑑定等によりウイルスが分離された場合を含む。以下同じ。）	
イ 隣接都県で疑い事例が発生した場合	
2 指揮命令系統・体制と役割	… 7
(1) 危機管理対策本部等の体制（地域県政総合センター所管区域で発生した場合）	
(2) 危機管理対策本部等の体制（横浜市・川崎市で発生した場合）	
3 市町村・関係団体等との協力体制	…15
(1) 市町村	
(2) 国、他の都道府県	
(3) 関係団体	
4 情報・連絡体制（現地危機管理対策本部設置後）	…17
(1) 情報・連絡の概略図	
ア 各責任者の役割	
イ 場面ごとの情報連絡手段	
(2) 情報の主な種類・内容	
ア 基礎情報【全拠点】	
イ 殺処分・焼埋却作業進捗【全拠点】	
ウ 作業従事者	
エ 従事者の輸送【ストックポイント、焼却場を除く全拠点】	
オ 死体・汚染物品等の搬送【全拠点】	
第2章 高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合の対応（県内発生）	
1 発生した場合の対応（全体の流れ）	…22
(1) 高病原性鳥インフルエンザ等発生時の初動対応	
ア 異常家さんの発生	
イ 簡易検査陽性（疑い事例の発生）	
ウ 市町村等との事前の調整	
エ 危機管理対策本部等の設置、対処方針の決定	
オ 病性の判定（遺伝子検査陽性）・防疫措置の開始	
(2) 後方支援	
ア 人員体制	
イ 資機材の確保	
ウ 地元住民への説明会の実施	
エ 現場事務所等の設置・運営・撤去	
オ ベースキャンプ等の設置・運営・撤去	
カ 消毒ポイントの設置・運営・撤去	

2 防疫措置

- (1) 全体スケジュール
- (2) 発生農場等の防疫措置
 - ア 発生農場での措置
 - イ 一時保管
 - ウ 焼却処理
 - エ 埋却処理
- (3) 周辺農場での防疫措置
 - ア 移動（搬出）制限区域の設定
 - イ 確認検査
 - ウ GPセンター等の再開

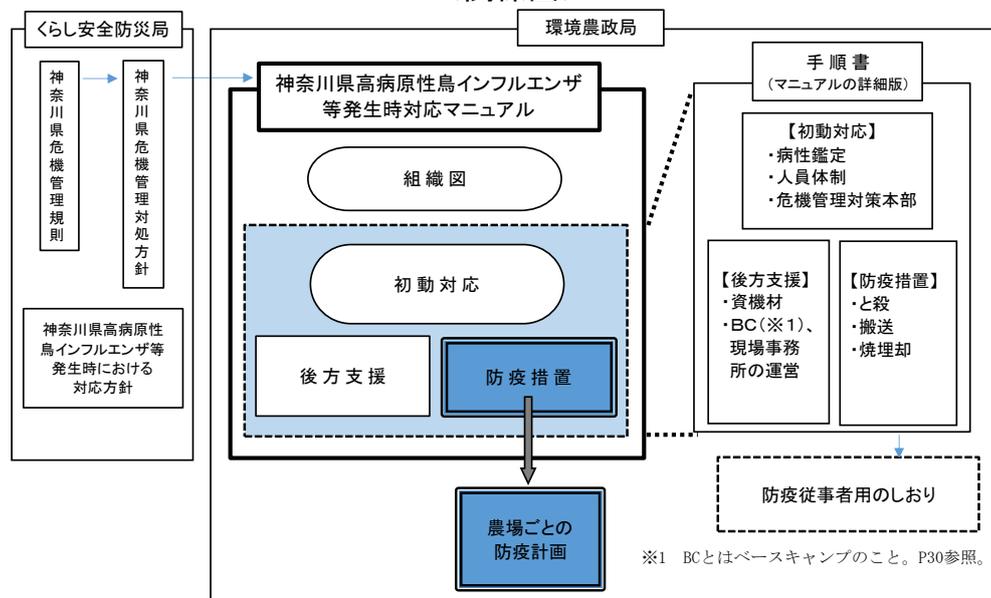
第3章 その他

- 1 家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合の対応（隣接県発生） …36
- 2 野鳥等において高病原性鳥インフルエンザ等の感染が確認された場合の対応（県内・隣接県） …36

（参考資料）

- ・高病原性鳥インフルエンザ等県内発生時連絡先等一覧
- ・高病原性鳥インフルエンザ等発生時における県民相談窓口一覧
- ・根拠法令、その他指針等、定義
- ・令和3年7月の豚熱発生時の農場作業シフト
- ・防疫措置の必要作業想定スケジュール

<関係図>



※マニュアル記載の内容は必要最低限にとどめ、初動対応、後方支援、防疫措置に係る詳細な方法等は「手順書」に、また、農場ごとの防疫措置の方法や応援人数等は、個別の「防疫計画」にそれぞれ記載。

神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアル

第1章 総論

1 目的・考え方

(1) 目的

このマニュアルは、本県及び隣接都県において、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下、「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）発生時における対応を定める。

(2) 本マニュアルの考え方

高病原性鳥インフルエンザ等は、ウイルスにより起こる鶏等（以下「家きん（家畜伝染病予防法に定められる鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）」という。）の伝染病であり、強い感染力と高い致死率が特徴である。人、野鳥、愛がん鳥などを介して感染する可能性があるが、現在、有効な治療法はなく、発生した場合、養鶏業等へ多大な被害を及ぼすこととなる。また、海外では、家きん等との接触に起因する高病原性鳥インフルエンザ等への人の感染及び死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、ウイルスのまん延防止は重要である。そのため、迅速かつ的確な初動体制の構築により、短期間で殺処分などの防疫措置を講じ、ウイルスの拡散防止を図ることが、何より重要である。

また、一連の防疫措置を着実に推進するため、平時から、市町村、関係団体並びに農場主等と連携し、実効性のある防疫体制を構築し、防疫計画及び後方支援にかかる応援職員人数の算定や必要な資機材についても整備しておく必要がある。

本マニュアルの高病原性鳥インフルエンザ等発生時における危機管理体制の考え方は、次のとおりとする。

- ・家畜伝染病発生時に各現場での防疫措置が円滑に進められることを優先事項とし、県内のどこで発生しても、各所属の役割を原則同一とする。
- ・発生時の全庁体制は維持しつつ、防疫措置及び後方支援に係る作業人員を確保するため、人材派遣会社等の外部機関を積極的に活用していく。
- ・関係団体や他自治体などからも状況に応じた協力を受け柔軟に対応する。
- ・現場作業に当たる人員が安全かつ衛生的に作業に従事できるよう対応する。

(3) 発生時の体制

高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、神奈川県危機管理規則や、危機管理対策本部要綱等に基づき、速やかに、以下の体制を構築する。

○ 神奈川県危機管理対策本部（以下「危機管理対策本部」という。）

知事を本部長（副知事、くらし安全防災局長が副本部長、各局長、地域県政総合センター所長等は構成員）として設置し、高病原性鳥インフルエンザ等に

係る防疫措置等を定めた対処方針を決定する。

○ **現地危機管理対策本部（以下「現地対策本部」という。）**

限られた期間の中で迅速に防疫措置を行うため、発生場所の地域県政総合センター所長（横浜市・川崎市の場合を除く）を本部長として設置し、対処方針のもと、後方支援や現場を含めた防疫に係る事務を掌理する。

○ **本部連絡室**

県庁に設置（環境農政局副局長が室長）し、現地対策本部からの要請への対応や現地情報の危機管理対策本部への報告等、迅速かつ適切に防疫措置が行われるために必要な支援を行う。（横浜市・川崎市で発生した場合は、環境農政局局長を室長とし、市と連携しながら、本部連絡室が全ての防疫活動を統括する。）

ア 県内で疑い事例等が発生した（簡易検査で陽性と判明した）場合（モニタリング、病性鑑定等によりウイルスが分離された場合を含む。以下同じ。）

(7) 家きんの場合

簡易検査の結果等から高病原性鳥インフルエンザ等の発生が疑われた場合、知事を本部長とする「神奈川県危機管理対策本部」を設置し、対処方針を決定する。

また、地域県政総合センター所長を本部長とする「現地危機管理対策本部」を設置し、対処方針に基づき、関係部局や市町村等との連携のもと、高病原性鳥インフルエンザ等のまん延を防止し、被害を最小限に止めるよう、的確な措置を講じる。

(1) 野鳥の場合

簡易検査の結果等から高病原性鳥インフルエンザ等の発生が疑われた場合、年のシーズン中、初発感染確認事例発生時に、危機管理対策会議（夜間・休日において発生した場合は、危機管理対策会議幹事会）を開催し、対処方針を決定する。

イ 隣接都県で疑い事例が発生した場合

(7) 家きんの場合

危機管理対策会議（夜間・休日において発生した場合は、危機管理対策会議幹事会）を開催し、対処方針を決定する。

(1) 野鳥の場合

危機管理対策会議幹事会（夜間・休日において発生した場合は、関係各課（※4）担当者会議）を開催し、情報共有を図るとともに、関係課にて必要な対応を講じるものとする。

条件		種類	家きんにおける疑い事例発生時	野鳥における疑い事例発生時
		県内発生	勤務時間内	危機管理対策本部会議
夜間・休日	危機管理対策会議幹事会※2(勤務開始後、危機管理対策会議を開催)			
隣接都県発生※1	勤務時間内	危機管理対策会議		危機管理対策会議幹事会※3
	夜間・休日	危機管理対策会議幹事会(勤務開始後、危機管理対策会議を開催)		関係各課※4担当者会議※3(勤務開始後、危機管理対策会議幹事会を開催)

※1 東京都、山梨県及び静岡県初発生時や、隣接都県の発生農場と疫学関連のある本県農場で調査が必要な場合等

※2 初発生時(年のシーズン中、県内で初めて発生が確認された時)

※3 初発生時(年のシーズン中、隣接都県内で初めて発生が確認された時。ただし、既に県内発生が確認されている場合は開催しない)

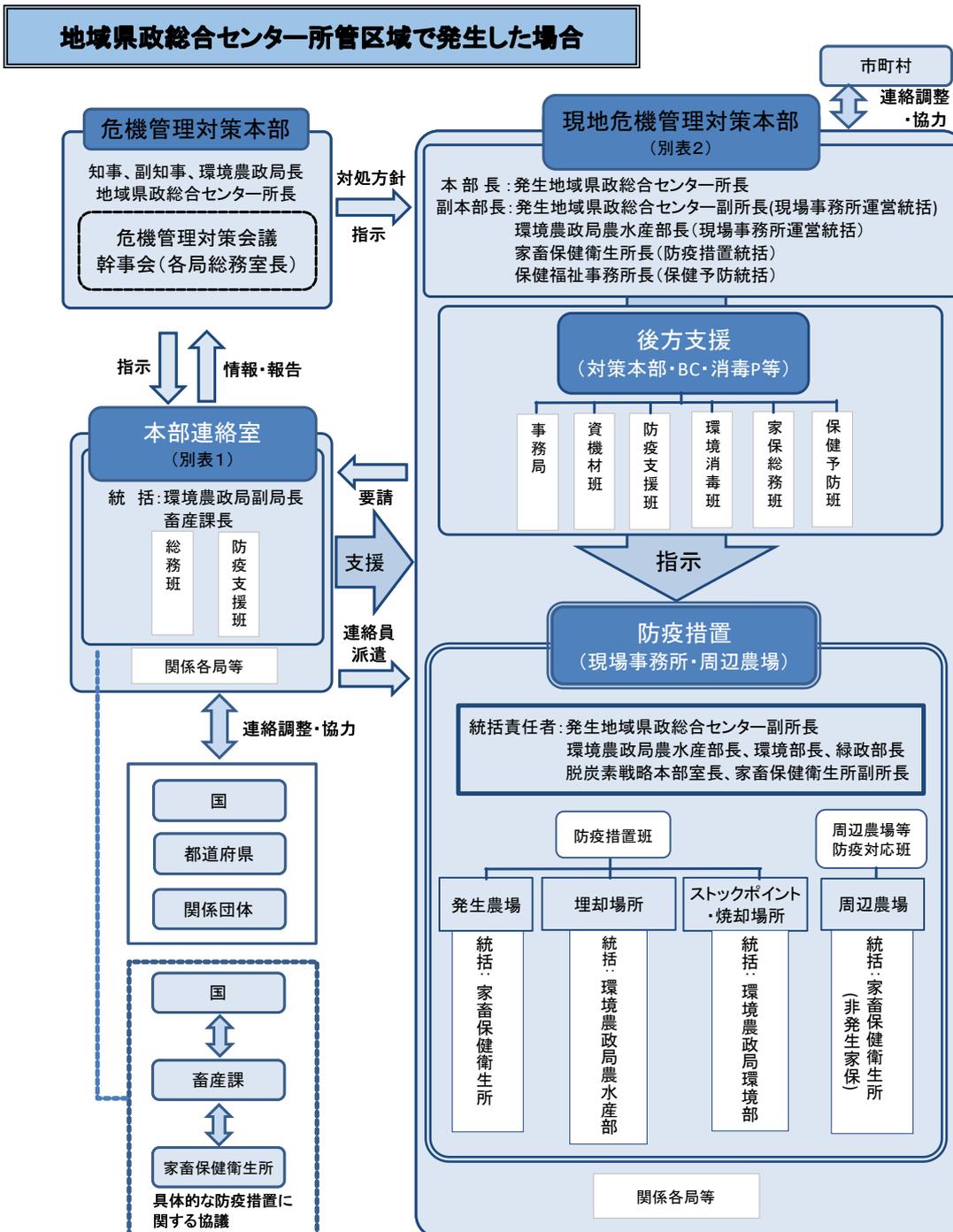
※4 暮らし安全防災局危機管理防災課、環境農政局総務室、畜産課、自然環境保全課、健康医療局総務室、生活衛生課及び県警察

2 指揮命令系統・体制と役割

(1) 危機管理対策本部等の体制（地域県政総合センター所管区域で発生した場合）

高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例が発生した場合、まずは、発生場所に関わらず、環境農政局と全地域県政総合センターを中心に危機管理対策本部等の体制を構築する。（統括者は局幹部と地域県政総合センター幹部を充てる。）

また、人材派遣会社等を積極的に活用し作業人員を確保していくとともに、発生農場の規模等に応じて、全庁応援体制のうえ、国、都道府県、市町村、関係団体など様々な関係者の協力も得て、防疫措置を行う。



※基本的にはこの体制とするが、処分羽数が少ない場合など、農場や地域Cの実情に合わせた柔軟な体制とする。

(別表1) 本部連絡室の班体制と役割

【本部連絡室の統括者】環境農政局副局長、畜産課長				
班名	担当名	役割	担当課	責任者(◎統括者)
総務班	防疫統括	・防疫措置の内容の調整(焼埋却場所の決定等)、農林水産省・関係団体等との連絡調整	畜産課	◎課長 調整G技幹 安全管理GL
	危機管理	・現地対策本部の支援・連絡調整 ・危機管理対策本部との連絡調整 ・県議会への状況報告 ・緊急時(事故等)の対応	環農総務室	◎副局長 総務G(危機管理) 企画調整GL
	広報情報	・発生及び防疫措置状況等の情報収集・整理 ・報道発表に関する調整 ・県民への広報	環農総務室 脱炭素戦略本部 室 水源環境保全課 森林再生課 畜産課	◎企画調整担当課長 脱炭素企画担当課長、 副室長 水源環境保全課長 森林再生課長 畜産課副課長
	経理	・所要経費の確保・執行管理に関する調整	環農総務室	◎経理担当課長 経理GL、 企画調整G(予算)
防疫支援班	総務人事	・応援職員の全体の調整 ・サービスに関する調整 ・本部連絡室の運営 ・人材派遣会社等との調整	環農総務室	◎管理担当課長 総務GL 総務G(人事)
	防疫支援	・国、都道府県、市町村職員の動員及び移動手段の調整	畜産課	◎調整GL 安全管理G(2名)
		・資機材等の契約事務(資機材の調達及びそれに伴う輸送手段の調達) ※現地対策本部(資機材班)に常駐	畜産課 脱炭素戦略本部 室 環農総務室	畜産課:調整G員、畜 産振興G員 脱炭素戦略本部室:調 整GL、調整G員 総務室:経理G員
	資源循環推進	・汚染物品等の処理に関する調整	資源循環推進課	◎課長 副課長 指導GL
	大気水質	・環境対策(処理水・土壌調査)に関する調整	環境課	◎課長 大気・交通環境GL 水環境GL
	自然環境保全	・野鳥の適正処理に関する調整	自然環境保全課	◎課長 副課長 野生生物GL

連携

関係各局等	政策局	・地域県政総合センターとの連携に必要な協力支援	総務室
		・法律相談(事故対応等)	政策法務課
	総務局	・職員の健康相談への対応	職員厚生課(健康管理C)
		・応援体制整備への協力支援(応援職員の派遣等)	人事課
		・公用車の配車調整等	庁舎管理課
	くらし安全防災局	・危機管理対策本部等の開催調整、自衛隊との連絡調整	危機管理防災課
	健康医療局	・タミフルの予防投与に関する調整 ・保健予防班との調整、情報収集 ・派遣する医師、保健師及び薬剤師の確保及び現地活動の後方支援 ・獣医師の確保への協力支援	医療危機対策本部室 総務室
		・風評被害の防止	生活衛生課
	県土整備局	・現場業務への助言 ・土木事務所との連絡調整	総務室
警察本部	・管轄警察署等との連絡調整	危機管理対策課	

(別表2) 現地対策本部の班体制と役割

【現地対策本部の本部長】 発生地域県政総合C所長
 【現地対策本部の副本部長】 発生地域県政総合C副所長、局農水産部長、家畜保健衛生所長、保健福祉事務所長

- 各班の総括者、責任者は3交代制を見込む
- 発生地所管の地域県政総合センターだけでなく、発生地以外の各センター職員も、それぞれ現地危機管理対策本部の体制に基づいた役割を担う。
- 各担当部署には、必要に応じて各局応援職員を配置する。

班名	担当名	役割	常駐場所	担当部署 ◎主担当部署、★必要な職種等	責任者(◎統括者)
事務局		・現場、本部連絡室との情報連絡調整 ・地元説明会の開催に関する会場設営等 ・人員の算定と名簿の管理 ・バス輸送の調整 ・指揮所の運営	発生地域C 説明会会場	◎発生地域C 他地域C(総務部) 局総務室 ※発生地町村	◎発生地域C:(県民)防災課長 他地域C:(県民)防災課長3名 全地域C:総務課長4名 協同組合検査担当課長 局総務室検査GL 局総務室経理G技幹
資機材班		・資機材の調達、輸送手段の調達、移送の手配 ・資機材の管理(全体)	発生地域C BC 現場	◎発生地域C、他地域C(企画調整部) 畜産課 脱炭素戦略本部室 局総務室	◎発生地域C:企画調整課長兼商工観光課長 他地域C:企画調整課長兼商工観光課長3名 畜産課:調整G員、畜産振興G員 脱炭素戦略本部室:調整GL、調整G員 総務室:経理G員
防疫支援班	(再掲) 本部連絡室防疫支援班 防疫支援担当	・資機材等の契約事務(資機材の調達及びそれに伴う輸送手段の調達)			
	BC	・集合場所、BCの設置、運営、撤去 ・BCの資機材の管理	発生地域C 集合場所 BC	◎発生地域C、他地域C(森林部・農政部) 局緑政部	◎発生地域C:森林部長 または森林関係課長 他地域C:森林関係課長 } ※1
	現場事務所	・現場事務所(農場・埋却場所)の設置、運営、撤去 ・指揮所の設置、撤去 ・農場周辺の通行規制場所、消毒ポイントの運営(発生農場や埋却場所等)	発生地域C 現場	◎発生地域C、他地域C(農政部)、横川農政事務所 局農水産部	◎発生地域C:農政部長 他地域C:農政部長3名 発生地域C:地域農政推進課長 発生地域C:農地課長 他地域C:地域農政推進課長3名 他地域C:農地課長3名 県西C:広域農道課長、足柄上ほ場整備課長 横川農政事務所:地域農政推進課長
環境消毒班	健康管理	・保健予防班の後方支援、作業労働環境の整備	現場 BC	◎局農水産部	◎農政課:副課長 農業振興課:副課長 農地課:副課長 森林再生課:副課長
	消毒P	・消毒ポイントの設置、運営、撤去(移動・搬出制限区域境界等)	消毒 ポイント	◎発生地域C 他地域C(環境部) 畜産課	◎発生地域C:環境部長 他地域C:環境部長3名 県央・湘南・県西C:環境保全課長3名
家保総務班	環境対策	・環境対策(排水・ごみ等の処理、土壌調査) ・埋却時の地下水への影響予測の検討	発生地域C	◎発生地域C、他地域C(環境部) 環境科学C	◎発生地域C:環境部長3名 環境科学C:調査研究部長、環境活動推進課長
	家保総務	・関係機関等との情報共有、地元住民への説明、農場主からの相談等	家保 (説明会会場)	◎家保 ★情報連絡員	◎企画指導課長 病性鑑定課長(県中央家保管内のみ) 企画指導課員
		・防疫措置に係る人員、資機材の積算			
病性鑑定	・消毒ポイントの設置場所、通行制限箇所の選定、調整 ・通行や家畜集合施設開催等の制限	◎家保	◎病性鑑定課長 病性鑑定課員		
保健予防班 ※2		・現場のゾーニングへの助言 ・防護服着脱指導、防疫従事者への健康調査、救護 ・タミフルの処方 ・発生養鶏場従業員への疫学調査	現場 BC 保健福祉事務所	◎発生地保健福祉事務所・センター ★医師、保健師、薬剤師等(BC)	(保健福祉事務所管内発生時) 発生地保健福祉事務所:◎副所長、保健福祉部長、生活衛生部長、企画調整課長 (保健福祉事務所センター管内発生時) 発生地保健福祉事務所センター:◎副所長、管理企画課長、保健予防課長又は保健福祉課長、生活衛生関係課長

※1 森林関係課長とは、森林(保全)課長、治山課長、林道課長、水源の森林推進課長、水源の森林整備課長
 ※2 保健所設置市で発生した場合は所管の市保健所に読み替え、県保健福祉事務所も必要に応じて協力する

(別表2) 現地対策本部の班体制と役割 (続き)

【防疫措置の統括責任者】 発生地域県政総合C副所長、局農水産部長、環境部長、緑政部長、脱炭素戦略本部室長、家畜保健衛生所副所長

統括責任者(発生地域県政総合C副所長、局農水産部長、環境部長、緑政部長、脱炭素戦略本部室長、家畜保健衛生所副所長)は、事務局と連携しながら、原則、農場に設置された指揮所にて後方支援・防疫措置の全体マネジメント、進捗管理を行う。

班名	担当名	役割	担当部局 <small>◎主担当部署、★必要な職種等</small>	責任者(◎統括者)	
防疫措置(現場事務所・周辺農場)	農場	農場	<ul style="list-style-type: none"> 患畜、疑似患畜のと殺、汚染物品の回収 資機材、防疫作業従事者の管理 	◎家保、局農水産部、局緑政部 ★情報連絡員 ★保健師等(保健予防班) (搬出は◎局環境部主体)	家保：◎防疫課長、企画指導課長(非発生家保)、防疫課 専門家畜指導員 水産課：課長、担当課長
		埋却 (埋却場所) ※3	<ul style="list-style-type: none"> 死体・汚染物品等の搬入、埋却処理、消毒 資機材、防疫作業従事者の管理 現場における関係団体との連絡調整 	◎畜産課 ◎局農水産部、局緑政部 ★情報連絡員 ★保健師等(保健予防班)	◎畜産技術C所長 ※4 畜産課：課長代理、畜産振興GL、畜産環境GL
	SP・焼却	ストックポイント	<ul style="list-style-type: none"> 死体・汚染物品等の搬入、一時保管 焼却場所への搬出、運搬の調整・同行、消毒 	◎局環境部、畜産課、家保、全地域C環境部	資循課：◎担当課長、課長代理2名 環境課：課長代理
		焼却場所	<ul style="list-style-type: none"> 死体、汚染物品等の搬入、焼却処理、消毒 		横三C：環境課長、みどり課長 県央・湘南・県西C：環境調整課長3名 (ただし、野鳥監視重点区域における野鳥の緊急調査にあたる者を除く)
周辺農場等防疫対応班	周辺農場	<ul style="list-style-type: none"> 周辺農場の発生状況確認検査 周辺農場の清浄性確認検査 G Pセンター等の再開 	非発生家保	◎副所長(非発生家保)、防疫課長(非発生家保)、防疫課 専門家畜指導員(非発生家保)	

※3 埋却を行わない場合、埋却担当の責任者は、農場担当の業務に従事する

※4 畜産技術C所長は、埋却時のみ従事



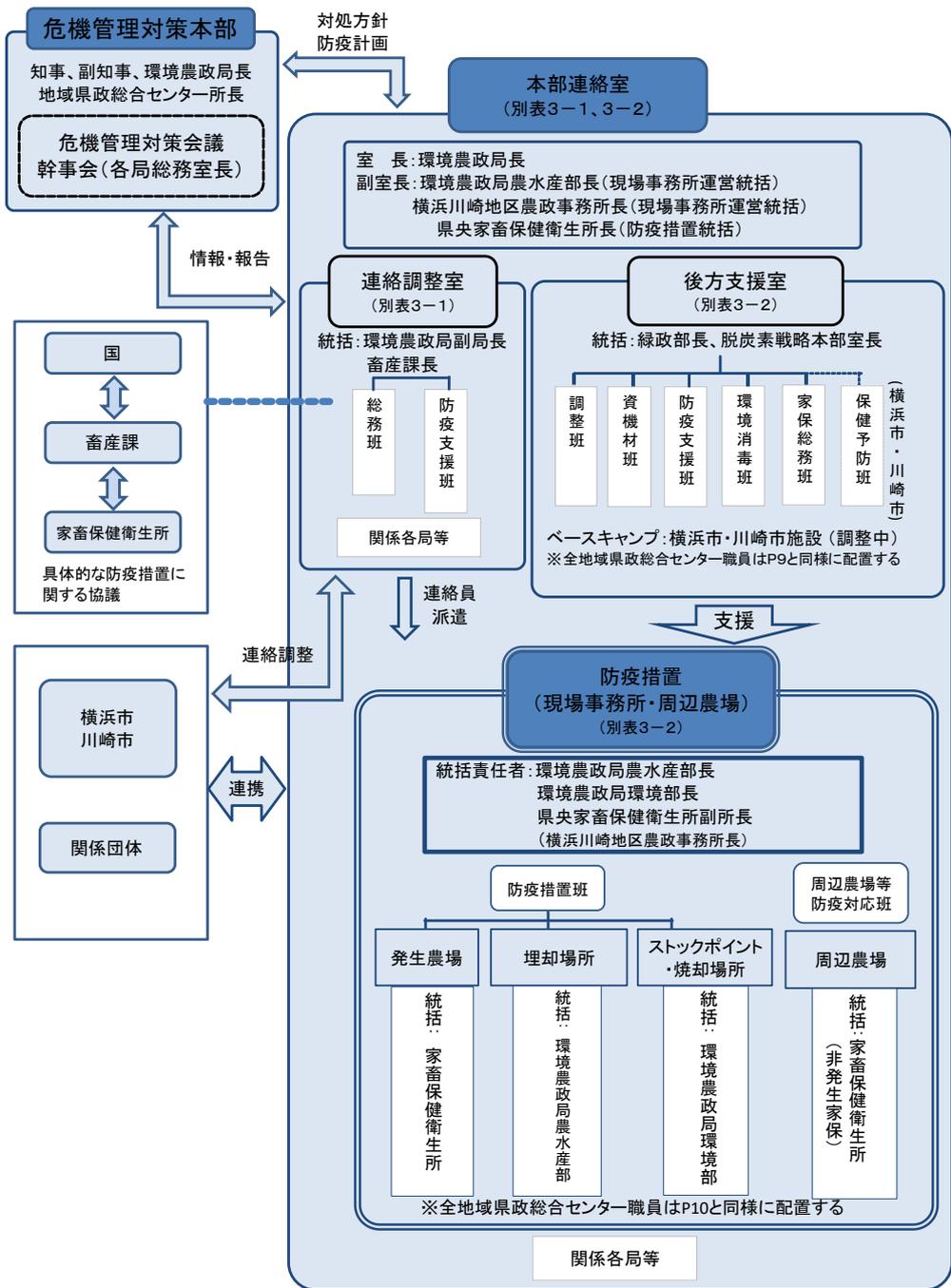
関係各局等	土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> 県管理道路における資機材や立て看板の設置等に係る道路占用許可に関する助言 防疫措置に使用する重機調達及びオペレーター確保に関する助言 埋却にかかる掘削作業等への助言
	管轄警察署	<ul style="list-style-type: none"> 発生農場周辺、消毒ポイント等における警戒など必要な協力支援

(2) 危機管理対策本部等の体制（横浜市・川崎市で発生した場合）

高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例が発生した場合、環境農政局が中心となり、全地域県政総合センターや市町村と共に危機管理対策本部等の体制を構築する。（統括者は局幹部、横浜川崎地区農政事務所長、家畜保健衛生所幹部を充てる。）

また、人材派遣会社等を積極的に活用し作業人員を確保していくとともに、発生農場の規模等に応じて、全庁応援体制のうえ、国、都道府県、市、関係団体など様々な関係者の協力も得て、防疫措置を行う。

横浜市・川崎市で発生した場合



※基本的にはこの体制とするが、処分羽数が少ない場合など、農場や地域Cの実情に合わせた柔軟な体制とする。

(別表 3-1) 本部連絡室(連絡調整室)の班体制と役割

【連絡調整室の統括者】環境農政局副局長、畜産課長					
班名	担当名	役割	担当課	責任者(◎統括者)	
環境農政局	総務班	防疫統括	・防疫措置の内容の調整(焼埋却場所の決定等)、農林水産省・関係団体等との連絡調整	畜産課	◎課長 調整G技幹 安全管理GL
		危機管理	・本部連絡室内の連絡調整 ・危機管理対策本部との連絡調整 ・県議会への状況報告 ・緊急時(事故等)の対応	環農総務室	◎副局長 総務G(危機管理) 企画調整GL
		広報情報	・発生及び防疫措置状況等の情報収集・整理 ・報道発表に関する調整 ・県民への広報	環農総務室 脱炭素戦略本部室 水源環境保全課 森林再生課 畜産課	◎企画調整担当課長 脱炭素企画担当課長、 企画GL 水源環境保全課長 森林再生課長 畜産課副課長
		経理	・所要経費の確保・執行管理に関する調整	環農総務室	◎経理担当課長 経理GL、 企画調整G(予算)
	防疫支援班	総務人事	・応援職員の全体の調整 ・サービスに関する調整 ・連絡調整室の運営 ・人材派遣会社等との調整	環農総務室	◎管理担当課長 総務GL 総務G(人事)
		防疫支援	・国、都道府県、市町村職員の動員及び移動手段の調整	畜産課	◎調整GL 安全管理G(2名)
			・資機材等の契約事務(資機材の調達及びそれに伴う輸送手段の調達) ※後方支援室(資機材班)に常駐	脱炭素戦略本部室 畜産課 環農総務室 横浜川崎地区農政事務所	◎脱炭素戦略本部室: 調整GL 畜産課:調整G員、畜産振興G員 総務室:経理G員 横浜川崎地区農政事務所:次長
		資源循環推進	・汚染物品等の処理に関する調整	資源循環推進課	◎課長 副課長 指導GL
		大気水質	・環境対策(処理水・土壌調査)に関する調整	環境課	◎課長 大気・交通環境GL 水環境GL
		自然環境保全	・野鳥の適正処理に関する調整	自然環境保全課	◎課長 副課長 野生生物GL



関係各局等	政策局	・地域県政総合センターとの連携に必要な協力支援	総務室
		・法律相談(事故対応等)	政策法務課
	総務局	・職員の健康相談への対応	職員厚生課(健康管理C)
		・応援体制整備への協力支援(応援職員の派遣等)	人事課
	くらし安全防災局	・公用車の配車調整等	庁舎管理課
		・危機管理対策本部等の開催調整、自衛隊との連絡調整	危機管理防災課
	健康医療局	・タミフルの予防投与に関する調整 ・横浜市、川崎市から応援の協力要請があった場合の保健師等の派遣調整 ・獣医師の確保への協力支援	医療危機対策本部室 総務室
		・風評被害の防止	生活衛生課
	県土整備局	・現場業務への助言 ・治水事務所との連絡調整	総務室
	警察本部	・管轄警察署等との連絡調整	危機管理対策課

(別表3-2) 本部連絡室(連絡調整室以外)の班体制と役割

【後方支援室の統括者】局緑政部長、脱炭素戦略本部室長

- 各班の総括者、責任者は3交代制を見込む
- 地域県政総合センター職員も、それぞれ現地対策本部の体制に基づいた役割を担う。
- 各担当部署には、必要に応じて各局応援職員を配置する。
- ※横浜市・川崎市とは必要に応じて連絡調整して対応していく。

班名	担当名	役割	常駐場所	担当部署 ◎主担当部署、★必要な職種等	責任者(◎統括者)
調整班		・地元説明会の開催に関する会場設営等 ・人員の算定と名簿の管理 ・バス輸送の調整 ・指揮所の運営	発生農場所在 区役所内 (説明会 会場)	◎局総務室 地域C(総務部) ※横浜市、川崎市	◎局総務室：協同組合検査担当課長 全地域C：(県民)防災課長4名 全地域C：総務課長4名 局総務室検査GL
資機材班		・資機材の調達、輸送手段の調達、移送の手配 ・資機材の管理(全体)		全地域C	全地域C：企画調整課長兼商工観光課長4名
(再掲) 本部連絡室防疫支援班防疫支援担当		・資機材等の契約事務(資機材の調達及びそれに伴う輸送手段の調達)	本部連絡室 BC 現場	◎脱炭素戦略本部室 畜産課 局総務室 横浜川崎地区農政事務所	◎脱炭素戦略本部室：調整GL 畜産課：調整G員、畜産振興G員 総務室：経理G員 横浜川崎地区農政事務所：次長
防疫支援班	BC	・集合場所、BCの設置、運営、撤去 ・BCの資機材の管理	集合場所 BC 本部連絡室	◎局緑政部、地域C (森林部・農政部)	◎森林再生課：副課長 発生地域C：森林部長 または森林関係課長 他地域C：森林関係課長 } ※1
	現場事務所	・現場事務所(農場、埋却場所)の設置、運営、撤去 ・指揮所の設置、撤去 ・農場周辺の通行規制場所、消毒ポイントの運営(発生農場や埋却場所等)	本部連絡室 現場	◎横川農政事務所、 ◎局農水産部、地域C (農政部)	横川農政事務所：◎所長、地域農政推進課長 全地域C：農政部長4名 全地域C：地域農政推進課長4名 全地域C：農地課長4名 県西C：広域農道課長、足柄上ほ場整備課長
	健康管理	・保健予防班の後方支援、作業労働環境の整備	現場 BC	◎局農水産部	◎農政課：副課長 農業振興課：副課長 農地課：副課長、農地企画GL
環境消毒班	消毒P	・消毒ポイントの設置、運営、撤去(移動・搬出制限区域境界等)	消毒 ポイント	◎局環境部、 地域C(環境部) 畜産課	◎脱炭素戦略本部室：副室長 全地域C：環境部長4名 県央・湘南・県西C：環境保全課長3名 環境科学C：調査研究部長、環境活動推進課長
	環境対策	・環境対策(排水・ごみ等の処理、土壌調査) ・埋却時の地下水への影響予測の検討	本部連絡室	◎局環境部、 地域C(環境部) 環境科学C	
家保総務班	家保総務	・関係機関等との情報共有、地元住民への説明、農場主からの相談等	家保 (説明会会場)	◎家保 ★情報連絡員	◎企画指導課長 企画指導課員
		・防疫措置に係る人員、資機材の積算	家保		
		・消毒ポイントの設置場所、通行制限箇所の選定、調整			
	・通行や家畜集合施設開催等の制限				
病性鑑定	・検体の受入れ、送付、病性鑑定		◎県家保	◎病性鑑定課長 病性鑑定員	
保健予防班 ※2 (横浜市・川崎市)		・現場のゾーニングへの助言 ・防護服着脱指導、防疫従事者への健康調査、救護 ・タミフルの処方 ・発生養鶏場従業員への疫学調査	現場 BC 市保健所	◎市保健所 ★医師、保健師、薬剤師等(BC)	

※1 森林関係課長とは、森林(保全)課長、治山課長、林道課長、水源の森林推進課長、水源の森林整備課長

※2 横浜市・川崎市から協力要請があった場合、県保健福祉事務所も協力する

(別表3-2) 本部連絡室(連絡調整室以外)の班体制と役割(続き)

【防疫措置の統括責任者】局農水産部長、局環境部長、県央家畜保健衛生所副所長、(横浜川崎地区農政事務所長)

統括責任者(局農水産部長、局環境部長、県央家畜保健衛生所副所長、(横浜川崎地区農政事務所長))は、調整班と連携しながら、原則、農場に設置された指揮所にて後方支援・防疫措置の全体マネジメント、進捗管理を行う。

班名	担当名	役割	担当部局 ◎主担当部署、★必要な職種等	責任者(◎統括者)	
防疫措置(現場事務所・周辺農場)	農場	農場	<ul style="list-style-type: none"> 患畜、疑似患畜のと殺、汚染物品の回収 資機材、防疫作業従事者の管理 	◎家保、局農水産部、局緑政部 ★情報連絡員 ★保健師等(保健予防班) ※搬出は◎局環境部主体	家保：◎防疫課長、企画指導課長(非発生家保)、防疫課 専門家畜指導員 水産課：課長、担当課長
		<ul style="list-style-type: none"> 死体・汚染物品等の埋却場所への搬出、汚染物品の搬出、運搬の調整・同行、消毒 			
	埋却	(埋却場所)	<ul style="list-style-type: none"> 死体・汚染物品等の搬入、埋却処理 	◎畜産課、局緑政部、家保 ◎局農水産部 ★情報連絡員 ★保健師等(保健予防班)	畜産課：◎課長代理、畜産振興GL、畜産環境GL
		※3	<ul style="list-style-type: none"> 資機材、防疫作業従事者の管理 現場における関係団体との連絡調整 		◎農政課：課長 農業振興課：課長 農地課：課長
	SP・焼却	ストックポイント	<ul style="list-style-type: none"> 死体・汚染物品等の搬入、一時保管 焼却場所への搬出、運搬の調整・同行、消毒 	◎局環境部、畜産課、家保、全地域C環境部	資産課：◎担当課長、課長代理2名 環境課：課長代理
焼却場所		<ul style="list-style-type: none"> 死体・汚染物品等の搬入、焼却処理、消毒 	横三C：環境課長、みどり課長 県央・湘南・県西C：環境調整課長3名 (ただし、野鳥監視重点区域における野鳥の緊急調査にあたる者を除く)		
周辺農場等防疫対応班	周辺農場	<ul style="list-style-type: none"> 周辺農場の発生状況確認検査 周辺農場の清浄性確認検査 G Pセンター等の再開 	◎非発生家保	◎副所長(非発生家保)、防疫課長(非発生家保)、防疫課 専門家畜指導員(非発生家保)	

※3 埋却を行わない場合、埋却担当の責任者は、農場担当の業務に従事する



関係各局等	治水事務所	<ul style="list-style-type: none"> 埋却にかかる掘削作業等の現場業務への助言 防疫措置に使用する重機調達及びオペレーター確保に関する助言
	管轄警察署	<ul style="list-style-type: none"> 発生農場周辺、消毒ポイント等における警戒など必要な協力支援

3 市町村、関係団体等との協力体制

(1) 市町村

- 高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、速やかに防疫作業を進めるため、市町村とは、平時から、埋却候補地やストックポイント等、防疫措置に必要な場所の確保や、地元住民への対応等の協力について調整を図る。
- また、市町村に対して、獣医師、保健師等人材の確保や、防疫作業の応援について、可能な限り協力を要請する。

※ 家畜伝染予防法第 21 条第 7 項参照

※ 農場ごとの防疫計画（作業工程、各工程の必要人数等）により、市町村に協力を求める内容が決定される。

【高病原性鳥インフルエンザ等発生時に想定される市町村への協力要請の内容】

区分	防疫措置	協力の内容
発生地市町村	現場事務所	・防疫従事者の現場事務所の設置場所の確保、設営 ・作業水の確保
	更衣室・休憩場所等	・防疫従事者の集合、着替え場所、作業後のシャワー等の設営
	資材保管場所	・防疫資材の一時保管場所の設営
	埋却候補地	・農場主、地権者、地元等との調整による確保
	ストックポイント、焼却場	・市町村内での調整
	関係車両駐車場等	・大型バスやトラック等関係車両の駐車場及び転回場所等の確保
	地元説明会	・周辺住民への周知方法、説明会の運営方法、開催場所の確保等
	立入・通行制限	・農場への立入制限に関する協力 ・通行遮断等に係る調整、動員
	※防疫作業	・獣医師、医師、保健師、看護師、薬剤師の確保 ・重機オペレーターの確保 ・防疫従事者人員の確保 ・会議室等の確保
死体、汚染物品等の処理	・死体、汚染物品、し尿、その他の廃棄物等の処理への協力	
搬出及び移動制限設定区域内市町村	清浄性確認検査、発生状況確認検査	・検査への協力 ・派遣獣医師等の農場までの輸送及び案内
消毒ポイント設置市町村	消毒ポイント	・ポイント設置に係る調整 ・消毒水の確保、搬送 ・車両の提供、作業員の送迎
発生市町村以外の市町村	死体、汚染物品等の処理	・死体、汚染物品、し尿、その他の廃棄物等の処理への協力

※防疫措置等については、発生市町村以外の近隣市町村に対しても協力を依頼する場合があります。

(2) 国、他の都道府県

区分	役割
農林水産省（動物衛生課）	防疫措置に関する協議、職員の派遣
動物検疫所	資機材の提供、職員の派遣
関東農政局	職員の派遣
他の都道府県	獣医師等、職員の派遣

(3) 関係団体

- 家畜伝染病発生時に防疫作業等に係る協力を依頼する関係団体とは、休日・夜間等、緊急時においても対応可能な協定の締結等、平時から関係性を構築する。
- 獣医師や看護職等の資格人材や、防疫措置及び後方支援に係る作業人員については、関係団体や民間の人材派遣会社等を積極的に活用し、防疫体制の充実を図る。

【主な関係団体等】

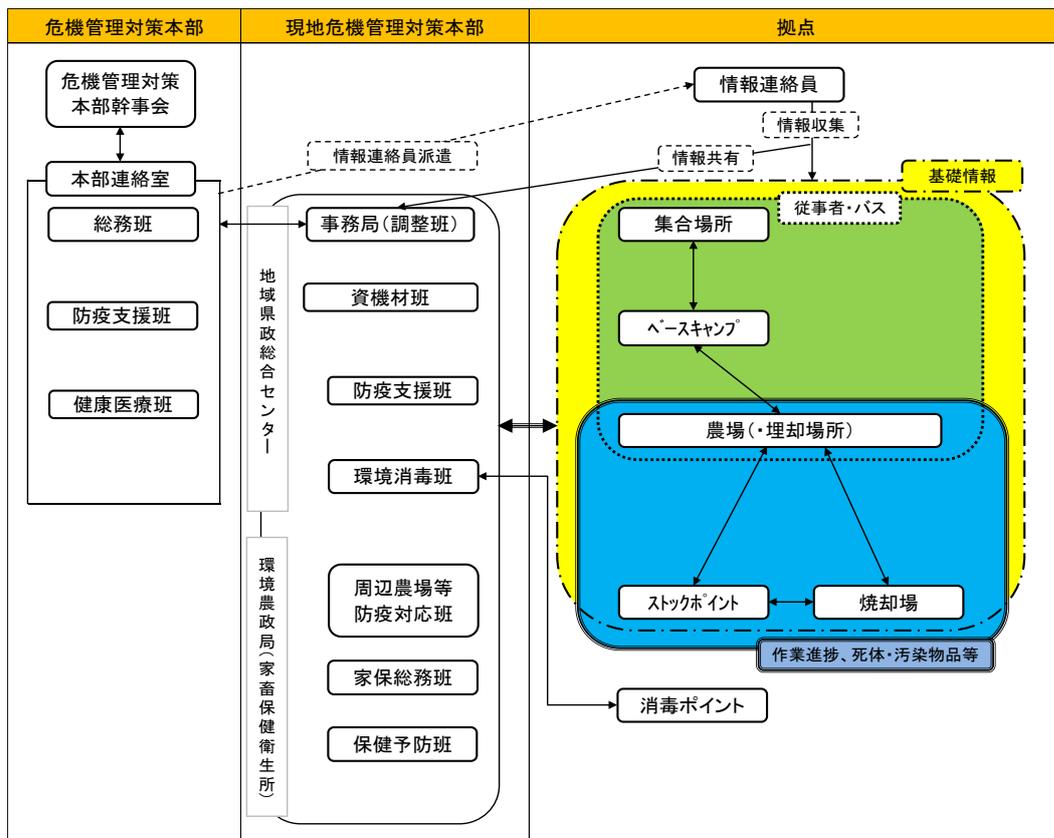
団体名称	協力依頼内容
一般社団法人神奈川県建設業協会	防疫作業現場の設営 オペレーターの手配 等
公益社団法人神奈川県産業資源循環協会	死体・汚染物品等、廃棄物等の収集・ 運搬・処分に係る手配
一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部	必要資機材、重機等の手配
一般社団法人神奈川県トラック協会	資機材輸送 オペレーターの手配
一般社団法人神奈川県タクシー協会	人員輸送
一般社団法人神奈川県バス協会	人員輸送
一般社団法人日本特殊清掃隊	防疫作業委託等
ALSOK神奈川株式会社	警備、防疫作業委託等
NPO法人コメリ災害対策センター	資機材の手配
神奈川県動物薬品器材協会	動物用医薬品の手配
イオンリテール株式会社南関東カンパニー	食料品の手配
公益社団法人神奈川県獣医師会	獣医師の手配
公益社団法人神奈川県塗装協会	消毒ポイント運営
公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会	消毒ポイント運営
JA神奈川県中央会	消毒ポイントの調整等

【人材派遣会社】※事前に調整し、協力が見込まれる事業者

株式会社メディカル・コンシェルジュ	看護職の手配
株式会社エントリー	作業人員手配
株式会社LEAFNXT(リーフネクスト)	作業人員手配

4 情報・連絡体制（現地危機管理対策本部設置後）

（1）情報・連絡の概略図



ア 各責任者の役割

- 情報・連絡の窓口は、本部連絡室は総務班、現地対策本部は事務局がそれぞれ担う。
- 現地対策本部事務局は、現場情報を集約し、本部連絡室への要請を行う。
- 本部連絡室総務班は、現地対策本部の要請に対して必要な支援を行う。
また、現場に情報連絡員を派遣し、現場の状況や要望を把握し、現地対策本部との共有を図るとともに、危機管理対策本部に適宜報告する。

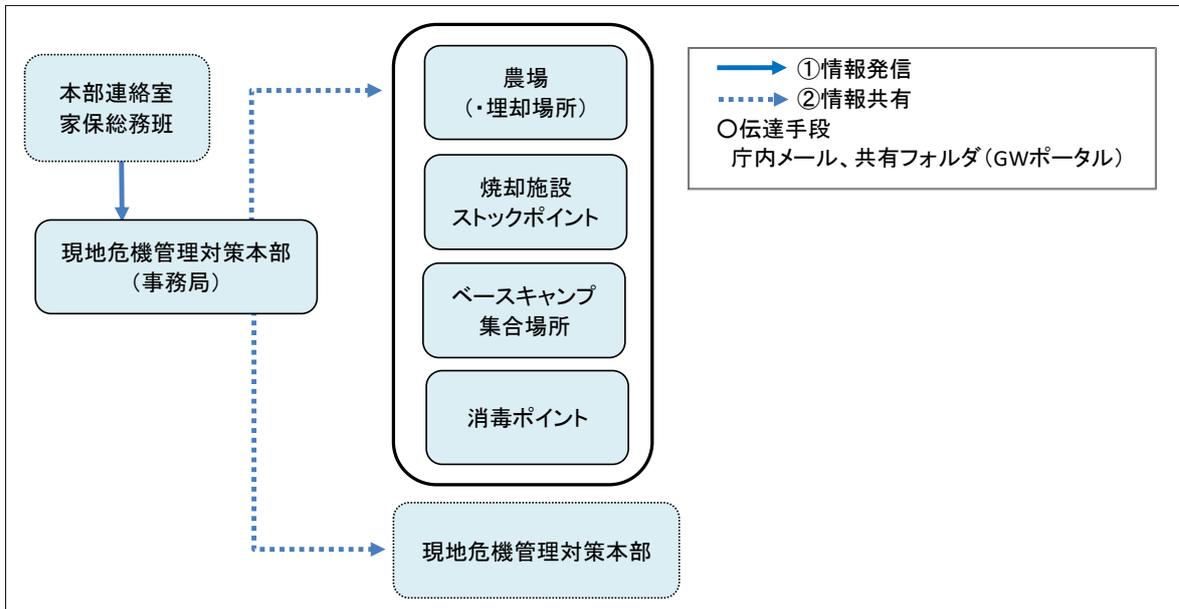
イ 場面ごとの情報連絡手段

- 農場、ベースキャンプにはPC、プリンター、コピー機及び必要に応じてWi-Fi環境を設置する。
- ログチャットは、グループ内情報共有手段として有効であり、統括者及び責任者は平時から登録しているログチャットを活用し情報共有を図ること
- 緊急時の指示は携帯電話や無線を使用し、必ず相手に内容を認識してもらうこと。また、ログチャットや庁内メールで指示する場合、必ず相手を指定するとともに、同時に電話等で補完すること。
- 進捗状況等の定例報告は庁内メールや共有フォルダ、GWポータル（家畜伝染病発生時ポータル）を活用すること。

(2) 情報の主な種類・内容

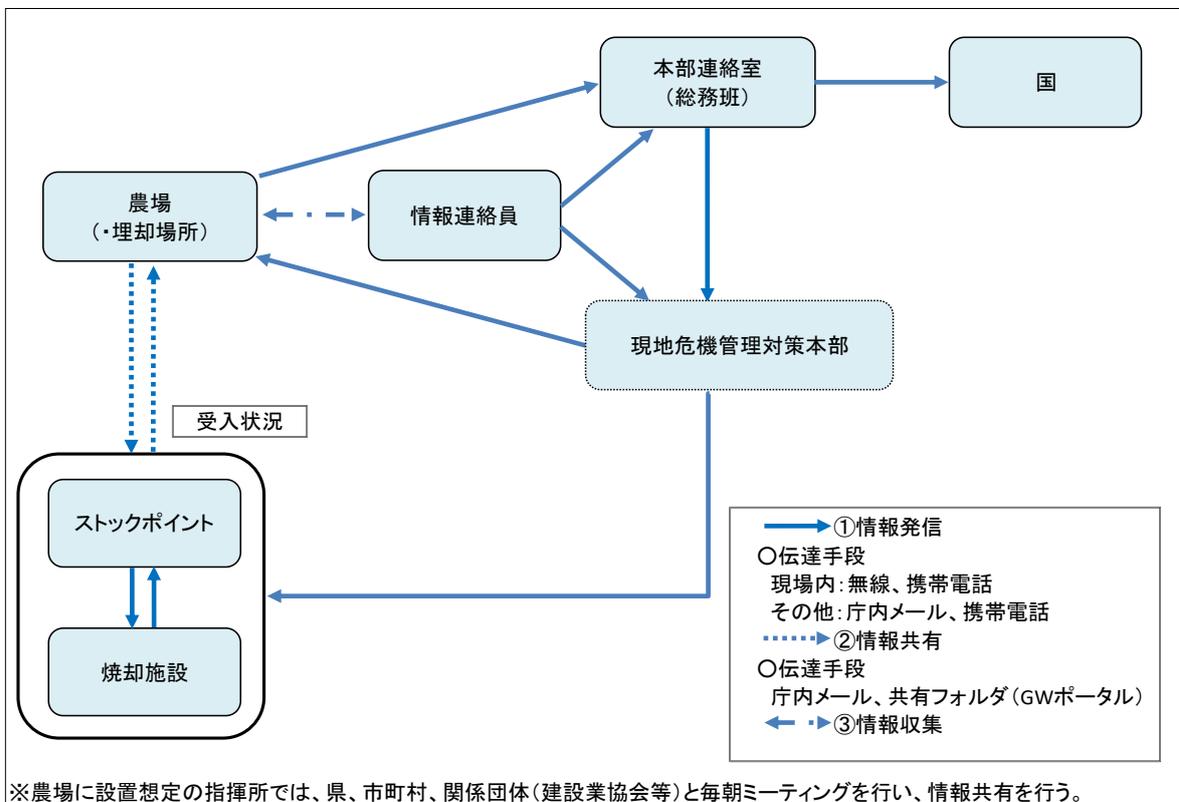
ア 基礎情報【全拠点】

- 農場等各拠点の基礎情報（見取図等）、防疫計画、業務概要及び流れ



イ 殺処分・焼埋却作業進捗【全拠点】

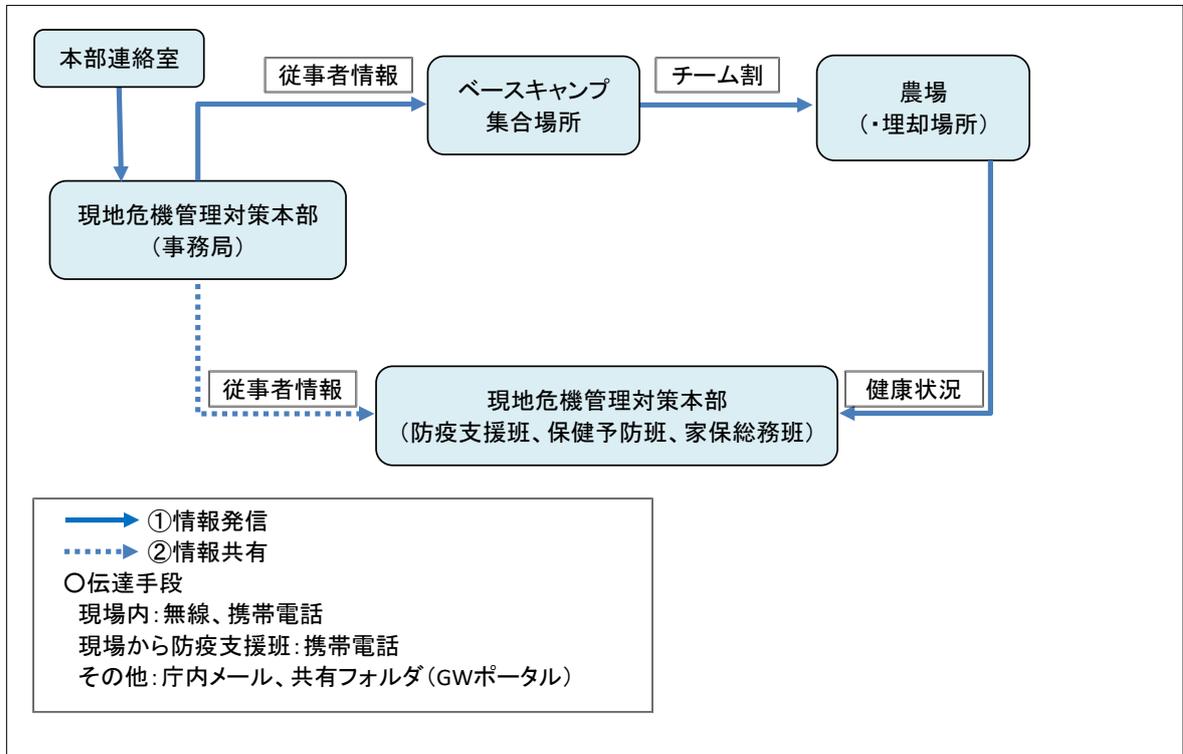
- 殺処分・埋却羽数、ストックポイント・焼却施設の受入状況



※農場に設置想定 の指揮所では、県、市町村、関係団体(建設業協会等)と毎朝ミーティングを行い、情報共有を行う。

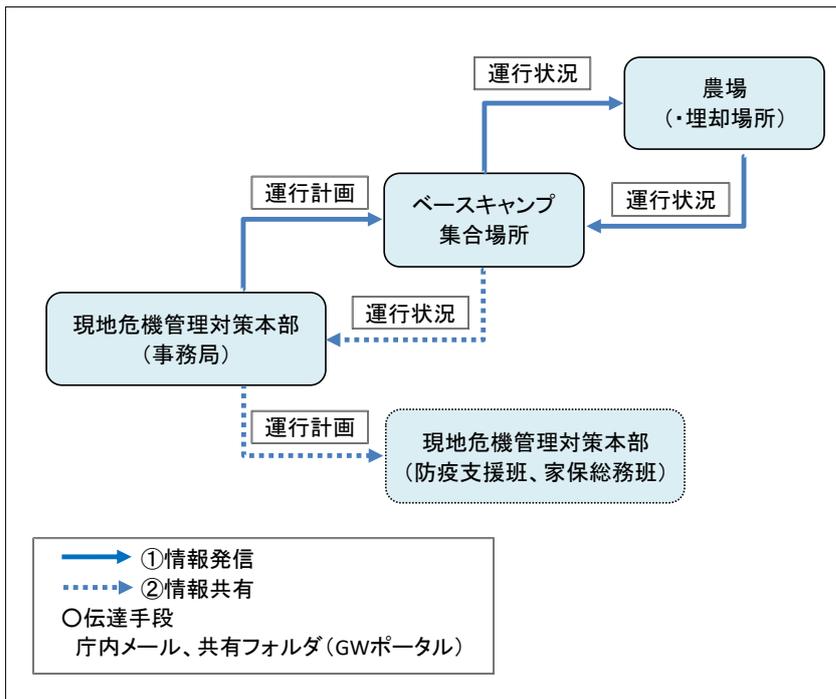
ウ 作業従事者

- ・ 従事者（獣医師、医師、保健師、応援職員等）、作業シフト（殺処分、埋却等）【ベースキャンプ等】
- ・ シフトごとのチーム割【農場、埋却場所】
- ・ 従事者の健康情報【現地対策本部】



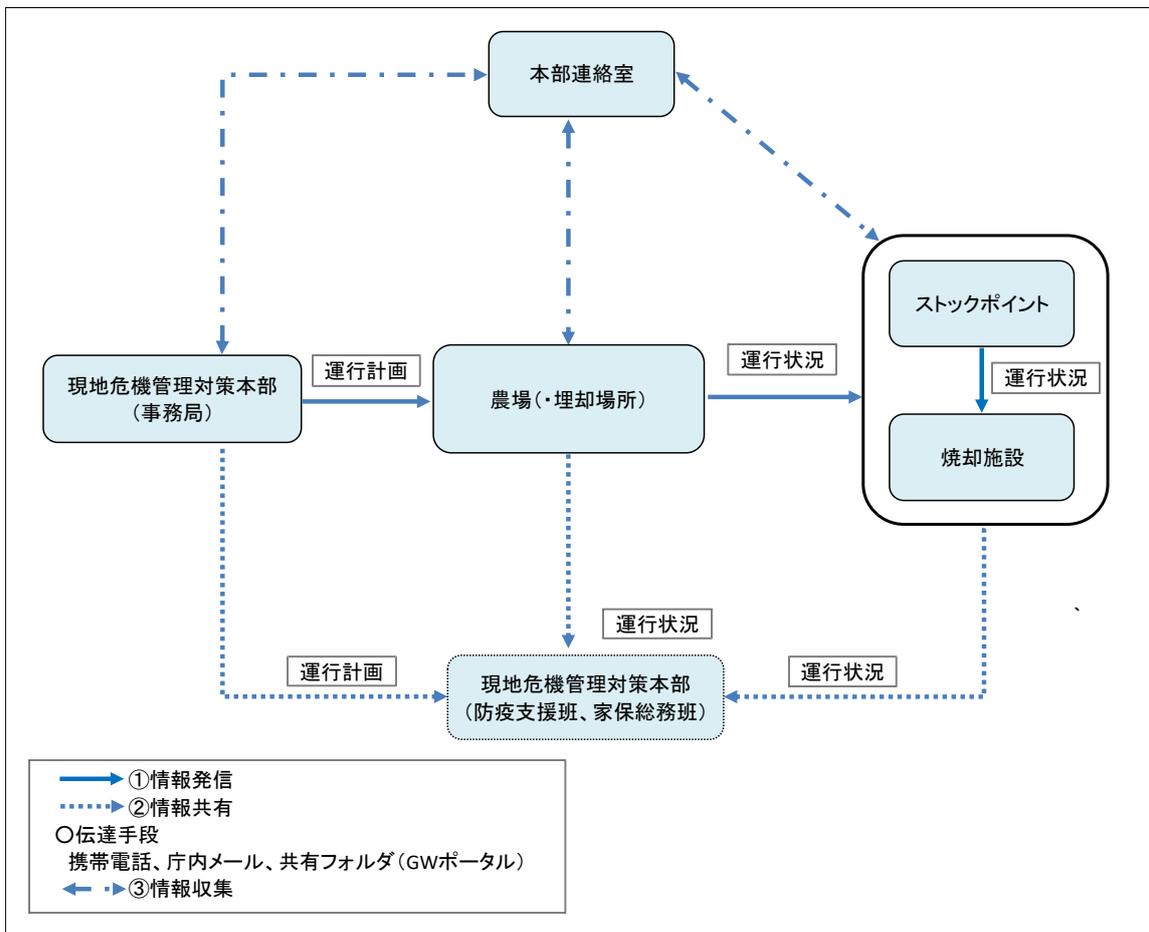
エ 従事者の輸送【ストックポイント、焼却場を除く全拠点】

- ・ バスの発着時間、台数、乗車人数



オ 死体・汚染物品等の搬送【全拠点】

- ・ トラックの発着時間、台数、死体・汚染物品等の搬出量等



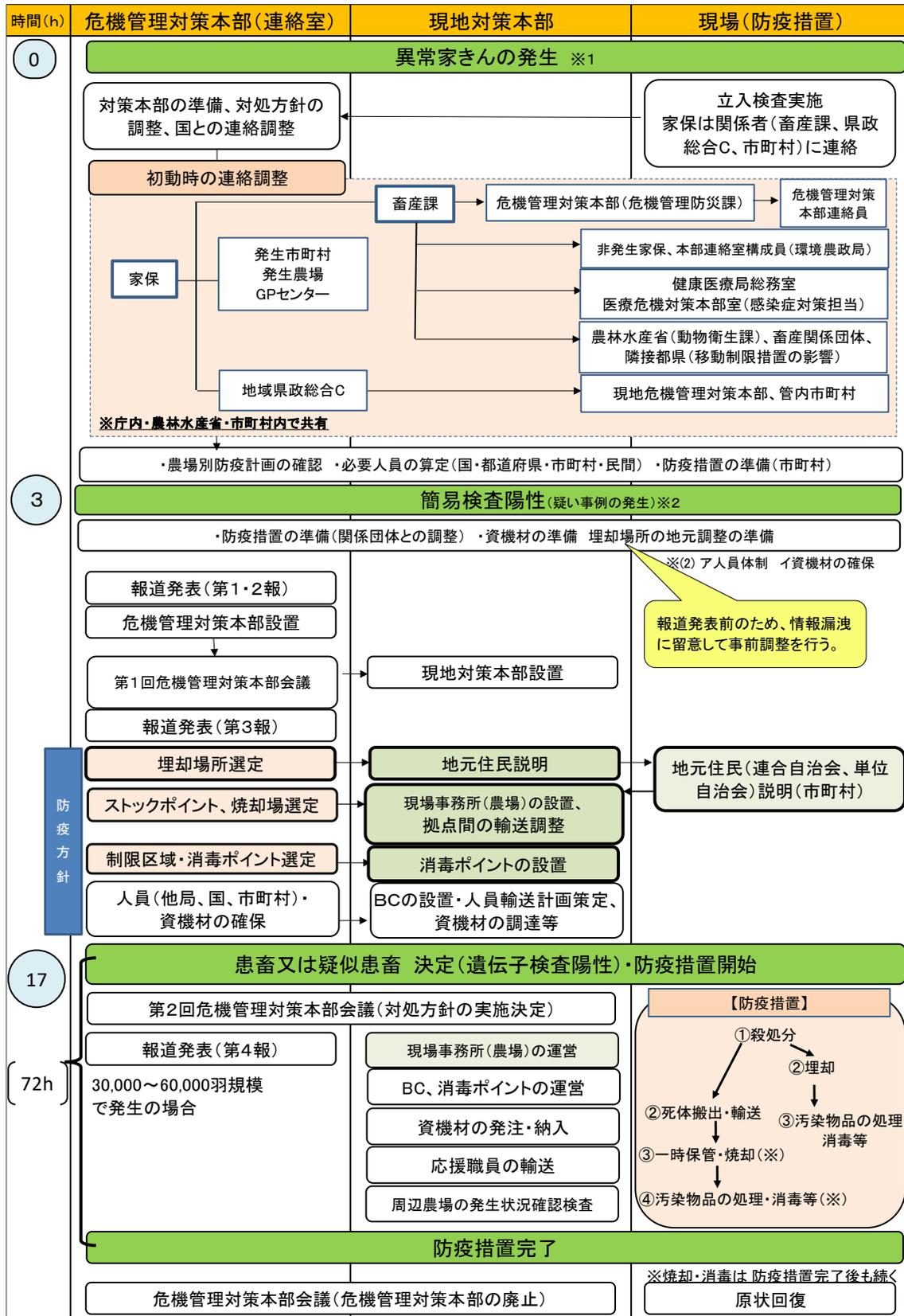
情報別・拠点別共有方法

※現場事務所、ベースキャンプには、PC・プリンター、コピー機及び必要に応じてWi-Fi環境を設置する

情報				拠点ごとの情報の整理 (●:発信、○:受信、△:共有、■:集約)										説明 ()内は二次的手段				
分類	共有対象情報			本部 連絡室	現对本部						BC ・ 集 合 場 所	農 場	埋 却	ス ト ック ホ イ ン ト (SP)	焼 却	消 毒 P		
					事 務 局	資 機 材	防 疫 支 援	環 境 消 毒	家 保 総 務	保 健 予 防								
情報 基礎	防疫計画	作業内容 農場情報・見取図	全拠点	●	△	△	△	△	●	△	○	○	○	○	○	○	○	庁内メール・共有フォルダ(GWポータル)
作業 進捗	防疫措置 ①農場(殺処分) ②埋却 ③ストックポイント ④焼却	防疫措置 ①殺処分数 ②処理数 (埋却数) ③輸送・保管数 ④輸送・焼却数	現場・各拠点責任者 →現对本部(情報連絡員)	△	○	■						●	●	●	●		無線・携帯電話(メール) (同一現場内は無線・口頭)	
			情報連絡員→現对本部	●	○			○				○	○					庁内メール・共有フォルダ(GWポータル)
			現对本部→現場・各 拠点責任者	△	●	△	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△	庁内メール・共有フォルダ(GWポータル)
作業 従事者	応援(県職員、委託)人員数、シフト、健康状況	当日の応援者情報 (人数、シフト)	現对本部→BC		●		△	△	△	△	○						庁内メール・共有フォルダ(GWポータル)	
		作業別・チーム編 成	BC→現場・各拠点 責任者				△	△	△	△	●	○	○				庁内メール・共有フォルダ(GWポータル)	
		健康状況	現場・各拠点責任者 →現对本部				○	■		○	●	●					携帯電話(メール等) (同一現場内は無線・口頭)	
輸 送 (バ ス)	台数、発着時間、 人数	バスの手配	現对本部⇔BC		●	△	△		△		○						庁内メール・共有フォルダ(GWポータル)	
		BC(集合場所)⇔ 現場の輸送	BC⇔現場・各拠点 責任者		●	△	○		△		●	○	○				庁内メール・共有フォルダ(GWポータル)	
搬 送 (ト ラ ック)	台数、発着時間、 搬出入予定量	トラックの手配	現对本部→現場・各 拠点責任者	△	△	●	△		△			○	○				庁内メール・共有フォルダ(GWポータル)	
		死体搬送 農場→埋却	農場責任者→埋却 責任者				△		△		●	○					携帯電話(メール等)	
		死体・汚染物品等 搬送 SP→焼却	SP→焼却場所				△		△				●	○			携帯電話(メール等)	

第2章 高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合の対応（県内発生）

1 発生した場合の対応（全体の流れ）



※1 農場からの聞き取りや症状から鳥インフルエンザ等が強く疑われる場合は、簡易検査の結果を待つことなく関係者に連絡する。なお、危機管理対策本部等は、簡易検査陽性後に設置されることを想定して記載している。

※2 発生農場と疫学的に関連のある農場や継続的に発生が見られる場合、遺伝子検査の結果を待つことなく、簡易検査の結果により即疑似患畜と判定する場合がある

(1) 高病原性鳥インフルエンザ等発生時の初動対応

ア 異常家きんの発生

県内において、獣医師又は家きん飼養者から家畜保健衛生所に対し、異常家きんを発見した旨の届出があった場合は、家畜保健衛生所による立入検査を行う。農場からの聞き取り、あるいは臨床検査から高病原性鳥インフルエンザ等を疑い簡易検査を実施する場合には、事前に家畜保健衛生所は、畜産課等へ連絡のうえ、実施する。

イ 簡易検査陽性（疑い事例の発生）

アの結果、陽性となった場合には、家畜保健衛生所はその旨を畜産課、地域県政総合センター及び発生市町村等へ通報する。

通報を受けた畜産課は、関係機関に発生農場及び経緯等の情報の通報を行い、通報を受けた関係機関は防疫措置の準備を開始する。

(7) 危機管理対策本部会議の開催準備

危機管理防災課は、危機管理対策本部会議の開催を準備する。

(イ) GPセンター停止の要請

家畜保健衛生所は、移動制限区域内に入ると想定される卵選別包装施設（以下、GPセンターという。）に対し、新たな食用卵の受入れ停止を要請する（家きん舎に併設されているGPセンターにおいては、食用卵の出荷停止を要請する）。

(ウ) 疑い事例発生の公表

畜産課は、疑い事例発生について記者発表（第1報）を行う。その際、農林水産省消費・安全局動物衛生課と十分な調整を行う。

※ 県内継続発生時や疫学関係がある等の場合には、簡易検査陽性の段階でも、国との協議により、疑似患畜の発生（＝殺処分の対象）となることがある。

ウ 市町村等との事前の調整

農場ごとの防疫計画に基づき、農場での防疫作業や埋却作業に入る前に周辺住民への事前説明は必須である。畜産課、家保及び地域県政総合センターは、市町村と連携し、簡易検査陽性となった時点で地元の誰に連絡するか、どの範囲まで広げるか等、情報管理にも留意しながら調整する。

また、地元と、実際に調整する際は、市町村とも連携して実施する。

エ 危機管理対策本部等の設置、対処方針の決定

(7) 危機管理対策本部及び現地対策本部の設置

畜産課及び危機管理防災課は、高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例が発生した（簡易検査の結果等から高病原性鳥インフルエンザ等の発生が疑われた）場合、危機管理対策本部を設置し、危機管理対策本部の設置及び本部会議の開催について記者発表（第2報）を行う。

(4) 第1回危機管理対策本部会議の開催（対処方針の決定）

危機管理対策本部の本部長（知事）は、第1回危機管理対策本部会議を開催し、疑似患畜と判明した場合に備え、農場ごとに策定している防疫計画等をもとに「対処方針」を定め、記者発表（第3報）を行う。

また、本部長（知事）は、必要があると認めた時は、神奈川県危機管理対策本部要綱第6条に基づき、発生市町村を所管する地域県政総合センター所長を本部長とする現地対策本部を設置する。

〈対処方針の例〉

- ① 防疫対策（農場ごとに策定する防疫計画に基づく）
 - ・ 人員体制（応援人員の確保）
 - ・ 資機材の確保
 - ・ 発生農場における防疫措置（殺処分等）
 - ・ 焼埋却場所の決定
 - ・ ストックポイント、焼却処理場所の確保
 - ・ 移動・搬出制限区域の設定、消毒ポイントの設置
- ② 食品の安全対策、風評被害の防止
- ③ 人への感染防止等対策
- ④ 防疫従事者等に対する心身の健康維持対策
- ⑤ 畜産農家、中小企業等への支援
- ⑥ 畜産関連事業者等の協力要請
- ⑦ 各種相談窓口の設置
- ⑧ 知事メッセージの発出

オ 病性の判定（遺伝子検査陽性）・防疫措置の開始

県央家畜保健衛生所で実施する遺伝子検査の結果等に基づき、農林水産省が疑似患畜と判定した場合は、直ちに第2回危機管理対策本部会議を開催するとともに、第1回危機管理対策本部会議で定めた対処方針に基づき、防疫措置を開始する。

併せて、疑似患畜の判明及び防疫措置の実施について、記者発表（第4報）を行う。

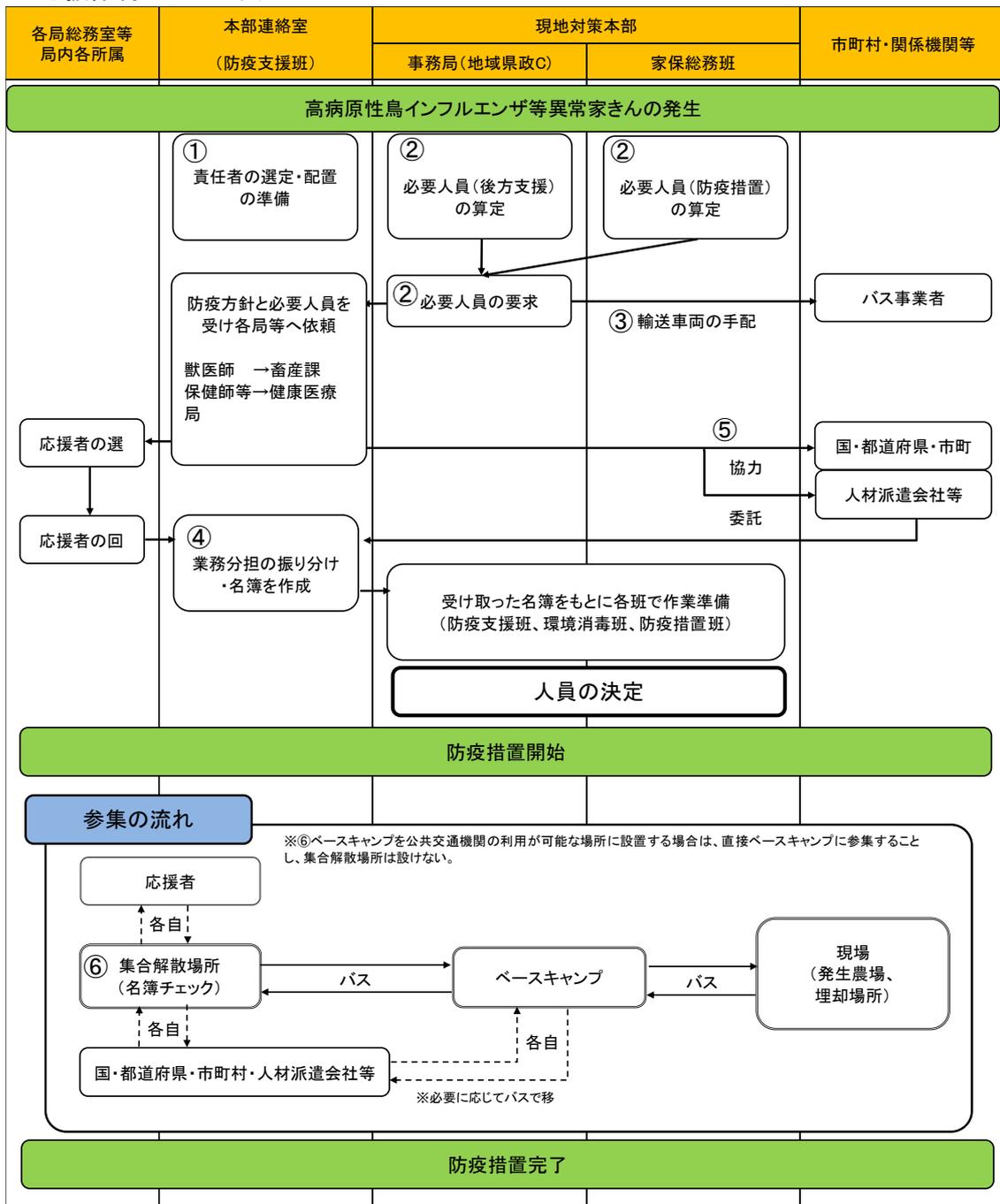
なお、現地対策本部が設置された場合、現地対策本部の本部長が防疫措置に関する事務を掌理する。

(2) 後方支援

ア 人員体制

- 環境農政局総務室は、毎年、組織図の役割ごとに統括者、責任者を定めるとともに、家畜保健衛生所が策定する農場ごとの防疫計画に基づく必要な人数及び地域県政総合センターが算定する後方支援に必要な人数を把握し、平時から、各局や市町村、民間人材派遣会社等と調整し、高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えた応援人員の確保について備えておく。
- 応援職員は、防疫措置を円滑に行うため、移動時間や季節、気象条件等を考慮し、原則、3又は5交替制による作業シフト体制とする。

<応援体制のフロー図>



○人員体制における責任班

【本部連絡室】防疫支援班、【現地対策本部】事務局・家保総務班

高病原性鳥インフルエンザ等異常家きんの発生

① 責任者の選定・配置の準備

- ・本部連絡室は、あらかじめ定めていた役割ごとの統括者・責任者の選定、配置の準備を行う。

② 必要人員の算定・要求

- ・現地対策本部の事務局及び家保総務班は、各農場の防疫計画を基に、後方支援及び防疫措置にかかる必要人員を算定するとともに、ローテーション表（クールごとの集合、作業、解散時間等を整理した表）を本部連絡室とともに相互確認し、発生状況等に応じ修正する。
- ・本部連絡室は、現地対策本部が算定した必要人員数を基に、各局等へ応援人員を依頼するとともに、所管局を通して獣医師や保健師等の手配を行う。
※必要人員の算定及びローテーション表の確認は、可能な限り速やかに実施する。

③輸送車両の手配

- ・現地対策本部は、算定した必要人員を基に、バス事業者と調整し、輸送車両を手配する。

④応援職員の業務分担の振り分けと名簿の作成・共有

- ・本部連絡室は、各局総務室等から応援職員名簿が提出されたら、業務ごとに名簿、シフト表を作成し、関係各局や現地対策本部と共有する。

⑤市町村・関係機関等への協力依頼

- ・本部連絡室は、国、都道府県、市町村等へ応援人員の協力を依頼するほか、人材派遣会社等を積極的に活用し、必要人員を手配する。

防疫措置開始後

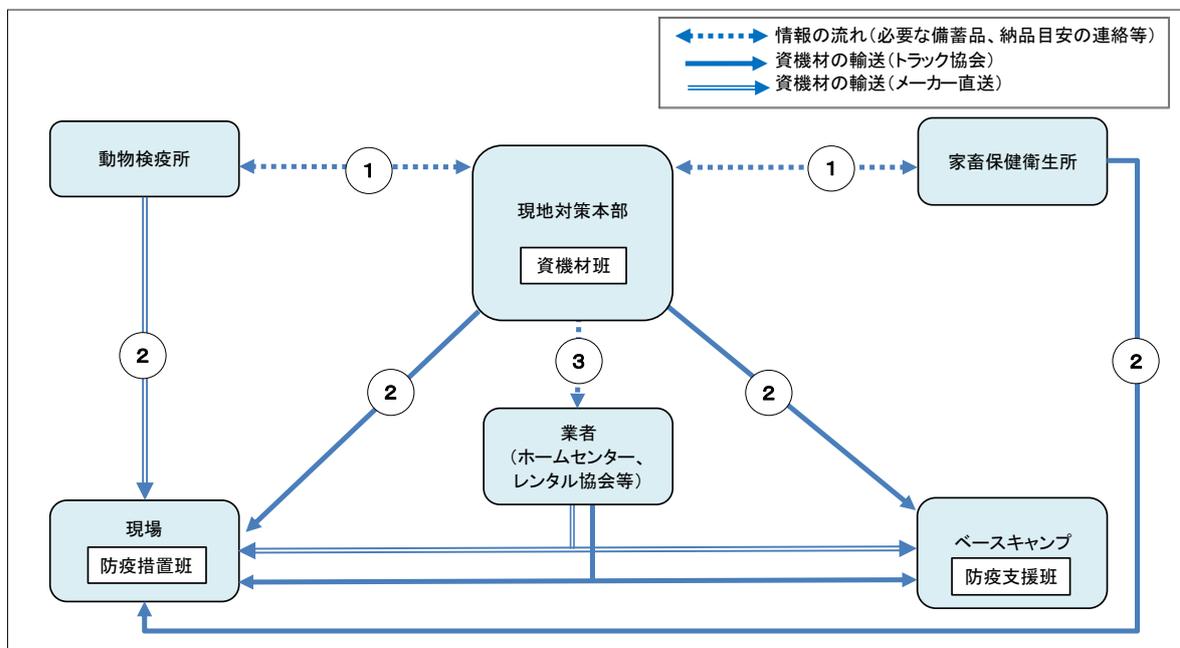
⑥応援職員の参集

- ・応援職員は、集合場所または中継地点であるベースキャンプに各自参集する。（集合場所を設けず直接ベースキャンプに集合する場合がある）受付で名簿（作業時間や役割）を確認し、保健師等が健康状況のチェックを行い、防護服に着替える。なお、消毒ポイントについては直接現場へ参集する。
- ・応援職員は、バスで現場（発生農場、埋却場所等）へ移動する。応援職員は、現場事務所で受付を行い、個々の役割ごとに責任者の指示のもと作業を開始する。
- ・作業終了後、応援職員は、再びバスでベースキャンプに移動し、保健師等による健康状況のチェック等を受けた後、必要に応じてタミフルの処方（医師の処方及び薬剤師の調剤）を受け、各自、解散する。（集合場所が別に設置された場合、バスで移動）

イ 資機材の確保

(7) 初動時の資機材の流れ

- 畜産課は、平時から備蓄場所ごとの資機材リストを作成し、トラック協会と搬送について調整する。また、その調整内容について地域県政総合センターと共有する。
- 防疫資機材の調達から管理までを効率的に行うため、現地対策本部に地域県政総合センター、総務室経理G、畜産課を中心とする資機材班を設置し、双方が連携し、役割分担して発注・納品や輸送の調整等の業務を行う。
- 高病原性鳥インフルエンザ等発生時、資機材班は、各所に備蓄している資機材を現場等（発生農場、レンダリング場所、ベースキャンプ、ストックポイント等）に搬出するとともに、備蓄量だけでは不足する場合に備えて、協定等を締結している事業者から、調達の手続を行う。
- 必要に応じて処方されるタミフルは、県健康医療局が備蓄しているため、必要数をベースキャンプの保健予防班に搬送する。



① 必要な備蓄品・資機材の連絡

- ・防疫支援班防疫支援担当は、農場ごとの防疫計画に基づき、家畜保健衛生所と連携の上、動物検疫所への依頼要否を含めた必要備蓄品・資機材の確認を行う。

② 備蓄品・資機材の搬出・輸送

- ・防疫支援班防疫支援担当は、動物検疫所に資機材の貸付、現場への輸送を依頼する。また資機材班は、トラック協会へ依頼し、備蓄品を現場等へ搬出する。

③ 必要な資機材の発注

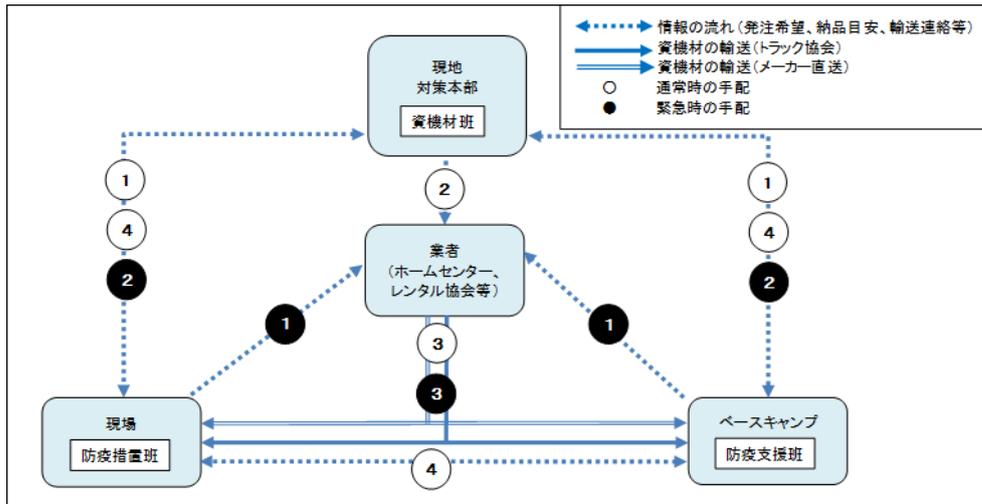
- ・資機材班は、備蓄品以外の資機材等について、必要数を取りまとめ、ホームセンターやレンタル協会等から調達し、現場等へ輸送する。

④ 在庫管理

- ・現場事務所やベースキャンプに資機材班の職員を配置し防疫に必要な物品管理を行う。なお、運営に必要な消耗品などの物品は、各担当がそれぞれの場所で在庫管理を行い、資機材班との情報共有を図る。

(1) 防疫措置開始後の資機材確保の流れ

資機材班は、防疫措置継続時に、追加発注が必要なものについて調達・搬出を行う。



<通常時の手配>

① 必要な資機材の連絡

- ・現場等は、追加発注が必要な資機材等について、資機材班へ連絡する。

② 発注

- ・資機材班は、ホームセンター、レンタル協会等から調達し、納品日時の日安を現場等へ連絡する。

③ 納品

- ・現場等に常駐する資機材班又は現場等の担当職員は、納品された資機材の検査・管理等を行う。

④ 融通希望

- ・現場からベースキャンプへ融通希望がある場合、資機材班に連絡の上、調整を行う。また、現場間においても情報を共有する。

<緊急時の手配>

① 発注

- ・緊急に資機材の発注が必要な場合は、現場等と資機材班が調整しホームセンター等に直接調達を行う。

② 発注情報の連絡

- ・現場等は、発注情報について、資機材班へ情報共有を行う。

③ 納品

- ・現場等に常駐する資機材班又は現場等の担当職員は、納品された資機材の検査・管理等を行う。

※「大規模災害等発生時に緊急発注する場合の会計事務について（平成 23 年 4 月 7 日付け会指第 6 号会計局長通知）」の活用も検討の上、手配する。

ウ 地元住民への説明会の実施

- 県政 C・家保・畜産課は、平時から市町村と連携し、農場や埋却場所付近の自治会や関係者等について、情報共有を行う。

(7) 会場の確保と周知

- ・高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合、現地対策本部（事務局）は市町村に協力を得て、地元住民への説明会を行う場所を確保するとともに、地元住民に対して説明会の開催を周知する。

(4) 地元住民への説明

- ・現地対策本部（家保総務班）及び畜産課は、発生農場及び埋却場所周辺の住民に対して、防疫措置の内容や期間、通行の制限及び周辺への影響等について説明する。

(ウ) 防疫措置の間の対応

- ・防疫作業中、可能な限り、周辺住民への影響を最小限に抑えるよう、配慮を行うとともに、指揮所には、地元対応に係る統括責任者を配置し、地元住民からの問合せ等に対して適切に対応する。

エ 現場事務所等の設置・運営・撤去

(7) 設置

- ・現地対策本部（防疫支援班）は、農場ごとの防疫計画を基に、農場及び埋却場所に、現地対策本部の方針を基に現場の指揮をとる場所として、職員及び関係者用の現場事務所及び指揮所や作業従事者用の休憩スペースを設置する。設置に使用するコンテナ等は資機材班と調整して手配する。

(4) 運営

- ・埋却する場合は、農場の指揮所に、防疫措置に係る統括責任者を配置するとともに、農場、埋却場所のそれぞれに防疫措置班の責任者を配置し、相互に連携を図る。
- ・防疫支援班は、作業従事者の受付や、保健予防班と連携して健康管理（熱中症・感染症等の各対策及び衛生的な作業環境等）や事務所の維持運営等の業務を担う。現場事務所にて出されたごみの処理も行う。また、本部連絡室から派遣された連絡員が適宜、現場の要望を把握し、現地対策本部と共有するなど円滑な運営を支援する。
- ・資機材班は飲食料の手配を行う。

- ・保健予防班は、人への感染防止対策として、現場のゾーニングに関する助言、防護服着脱指導、救護などを行い、防疫作業が安全に行えるよう対応する。

(ウ) エリアの区分

- ・ウイルスを拡散させないため、汚染区域、準汚染区域、準清浄区域、清浄区域を区分する。

(エ) 撤去

- ・防疫措置班による家きんの殺処分、死体及び汚染物品の搬出、農場の消毒等全ての作業が完了後、防疫支援班は現場事務所等を撤去する。撤去する日時については、本部連絡室及び現地危機管理対策本部事務局と調整し、決定する。

オ ベースキャンプ等の設置・運営・撤去

(ア) 設置

- ・防疫支援班は、農場ごとの防疫計画を基に、集合・解散場所と、現場との中継地点としてベースキャンプを設置する。設置に使用する物品等は資機材班と調整して手配する。なお、ベースキャンプを公共交通機関の利用が可能な場所に設置する場合は、直接ベースキャンプに参集することし、集合解散場所は設けない。

(イ) 運営

- ・ベースキャンプには、防疫支援に係る統括者を配置し、農場及び埋却場所の現場事務所と連携を図る。
- ・防疫支援班は、作業従事者の輸送管理や防護服の着脱及び作業前後の健康診断のための場所の提供、ごみの処理等、現場の作業が円滑に進むよう支援していく。
- ・保健予防班は、防護服着脱指導、防疫作業従事者への健康調査、救護などを行い、タミフルの処方、発生養鶏場従事者への疫学調査を行う。

(ウ) 撤去

- ・防疫措置及び消毒作業等、現場での全ての作業が完了後、防疫支援班はベースキャンプを撤去する。防疫支援班は、撤去する日時については、本部連絡室及び現地危機管理対策本部事務局と調整し、決定する。

カ 消毒ポイントの設置・運営・撤去

(ア) 設置

- ・環境消毒班は、移動制限区域（3km）、搬出制限区域（10km）付近等に消毒ポイントを設置する。設置に使用する物品等は資機材班と調整して手配する。
※消毒ポイントは個別農場ごとに異なるため、防疫計画を参照。

(イ) 運営

- ・車両の誘導及び消毒、消毒証明書の発行を行う。
※可能な限り速やかに業務委託へ移行していく。そのために、関係事業者に対して事前から連絡調整をしておく。

(ウ) 撤去

- ・環境消毒班は、搬出制限区域の解除後、10 km地点の消毒ポイントを撤去し、移動制限区域の解除にあわせ、残り全ての消毒ポイントを撤去する。
(搬出制限区域は、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後、10 日が経過した後に実施する清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていることをもって解除し、移動制限区域は、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 21 日が経過し、国と協議のうえ解除する。)



2 防疫措置

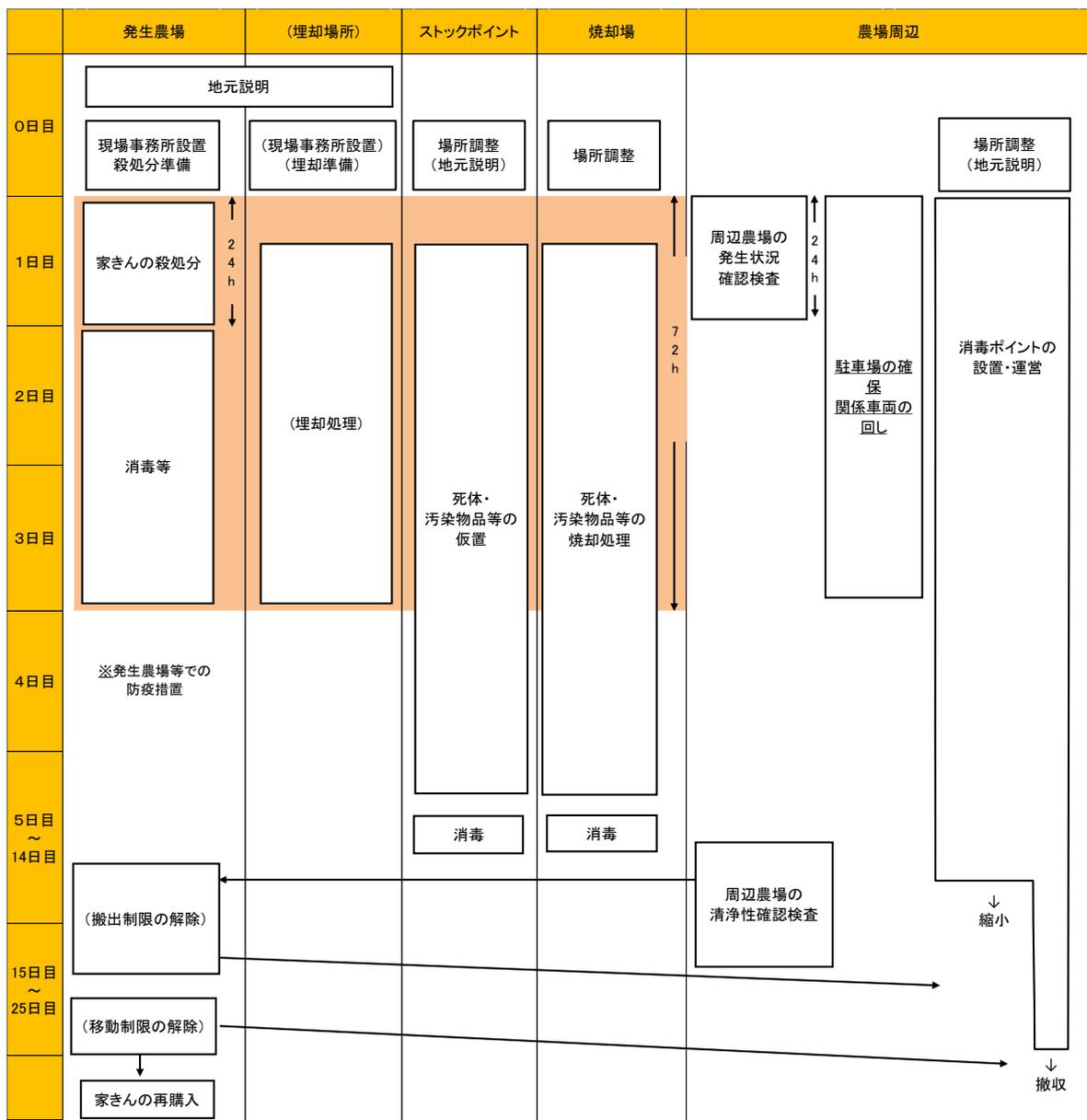
(1) 全体スケジュール

「家畜伝染病予防法」及び「特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、まん延を防止するため殺処分等の防疫措置を行う。3～6万羽規模での発生の場合では「24時間以内に殺処分完了」、「72時間以内に死体処理完了」を目指すなど、ウイルスを封じ込めるための防疫措置を迅速に実施する。

<主な防疫措置>

- 発生農場 家きんの殺処分、焼埋却、汚染物品の処理、農場や施設の消毒、撤収
- 周辺農場 制限区域の設定、消毒ポイントの設置・運営、周辺農場の発生状況確認検査、清浄性確認検査、家きん卵出荷検査、GPセンター再開のための検査

○ 防疫措置の全体スケジュール（3～6万羽規模 想定）



※時間は目安であり、発生農場の規模、畜舎の構造、気象条件等により異なる。

※家きんや家畜排せつ物、家きん卵、飼料等を感染性廃棄物専用容器に入れ密封する。

※搬出制限区域は、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後、10日が経過した後に実施する清浄性確認検査により全ての農場で陰性が確認されていることをもって解除

※移動制限区域は、移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後21日が経過し、国と協議のうえ解除

(2) 発生農場等の防疫措置

- 防疫措置として主に殺処分、焼却または埋却、汚染物品の回収、消毒を行う。また、焼却処理施設の処理能力等を勘案し埋却を併用する場合がある。
- 殺処分作業に先立ち、最終的な処分方法（焼却、埋却）や搬出方法について確認しておく。なお、焼埋却地や輸送手段について、できるだけ速やかに確保する。
- 焼却の場合、死体・汚染物品を一時保管するストックポイントや焼却場についても市町村の協力のもと確保する必要がある。
- 埋却の場合、場所の選定については、土地の広さ、立入口や接道等の立地条件の他、地下水等の周辺環境や地元への配慮も検討が必要となる。

ア 発生農場での措置

(7) 農場の目隠し及び通行の制限又は遮断

- ・農場の目隠し及び通行の制限又は遮断のための交通誘導を建設業協会等に委託する。

(イ) 殺処分

- ・二酸化炭素ガス等により家きんを殺処分し、焼却の場合は密閉容器等、埋却の場合はフレコンバック等に入れる。

(ウ) 汚染物品の回収

- ・家畜排せつ物、家きん卵、飼料等の汚染物品も密閉容器等に入れる、または、封じ込めを行う。

(エ) 焼却施設への汚染物品の運搬

- ・死体・汚染物品の入った密閉容器は外装を消毒した後、荷積み用ラップフィルムなどで荷崩れ防止策を講じる。
- ・運搬車両に死体・汚染物品の入った密閉容器を積み込み、車両全体を消毒した後、焼却施設又は埋却場所まで運搬する。
- ・運搬時は家畜防疫員または家畜防疫員の指示を受けた職員が同行する。

(オ) 殺処分完了後の農場の消毒

- ・殺処分完了後、農場を消毒する。



イ 一時保管

(7) スtockポイントの設置

- ・焼却施設の受入状況に応じて、死体・汚染物品の一時保管場所（ストックポイント）を設置する。

(4) 死体・汚染物品の搬入、搬出

- ・死体・汚染物品の搬入、及び焼却施設への搬出までの管理を行う。
- ・死体・汚染物品の搬出までは、臭気対策として消臭剤を使用したり、ブルーシートで覆ったりして保管する。
- ・運搬時は家畜防疫員または家畜防疫員の指示を受けた職員が同行する。

(ウ) 運搬車両等の消毒

- ・運搬車両、ストックポイント等を消毒する。

ウ 焼却処理

(7) 運搬された死体・汚染物品の投入

- ・死体・汚染物品を焼却施設に運搬し、数の確認を行う。
- ・焼却処理施設の処理能力や、密閉容器等の置き場の有無、一時保管能力などを考慮する。

(4) 運搬車両の消毒

- ・死体・汚染物品を降ろした運搬車両を消毒する。

(ウ) 焼却施設等の消毒

- ・死体・汚染物品の焼却処理工程への投入完了後、直ちに、焼却施設等の出入口から投入場所までの経路を消毒する。

エ 埋却処理

(7) 埋却場所の目隠し及び通行の制限又は遮断

- ・埋却場所の目隠し及び通行の制限又は遮断のための交通誘導や掘削について建設業協会等に委託する。

(4) 掘削

- ・殺処分した家きんや家畜排せつ物、家きん卵、飼料等を埋却するための場所を掘削する。なお、ウイルスの拡散防止とともに、安全かつ効率的に進めることができるよう、油圧ショベルや消毒用噴霧器など適切な重機や消毒用機材等を調達する。

(ウ) 殺処分した家きん及び汚染物品の投入

- ・殺処分した家きんや排せつ物、家きん卵、飼料等を投入し、覆土する。

(イ) 埋却場所の消毒

- ・埋却完了後、埋却場所を消毒する。

<参考> 埋却地について

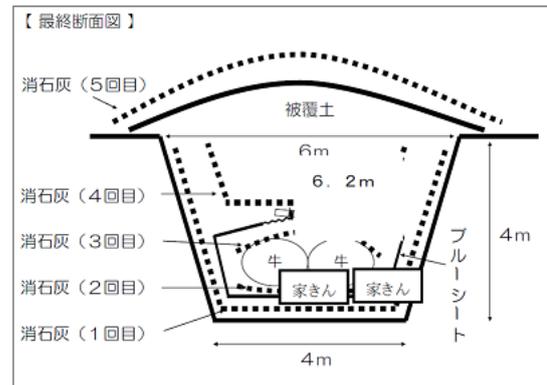
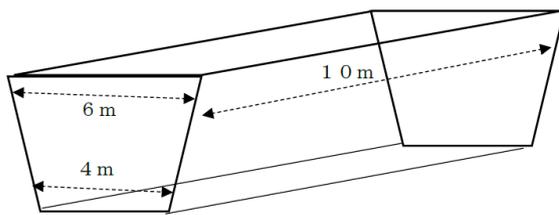
家畜伝染病予防法に基づく焼却、埋却及び消毒の方法に関する留意事項（令和2年2月26日付け消安第5374号農林水産省消費・安全局長通知より）

○ 広さ

100羽当たり0.55から0.96平方メートル

※埋却溝のほかにも重機の取り回しや作業に必要なスペースも含む

底辺4m、深さ4m、長さ10mの埋却溝で目安となる埋却頭数鶏（成鶏を想定）：8,000羽



覆土後の埋却溝の例（ブルーシートを敷いた場合）

○ 場所の選定

- ① 可能な限り、当該農場内又はその近接地とすること。
- ② 飼養頭数に応じた広さを確保しておくこと。
- ③ 飲用水源等との距離を確保し、河川、湖、池等に近い場所は可能な限り避けること。
- ④ 井戸（飲用水取水池を含む）に近い場所、飲用水源の上流域又は地下水位が高い場所は避けること。
- ⑤ 人家、飲料水、河川又は道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所であること。
- ⑥ 埋却予定地に文化財が埋蔵されていないこと。

○ 公衆衛生及び環境への配慮

公衆衛生上の配慮及び病原体散逸防止の観点から、必要に応じて次の措置を講じるものとする。

- ① 人、家畜、野生動物等の埋却地への侵入を防ぐため、埋却地の周囲をフェンス等で囲むこと。
 - ② 周辺の井戸等の水質検査を行い、その結果、必要に応じて適切な対応を行うこと。
- ※なお、3年間の発掘禁止期間が経過した後であれば、埋却地を利用することができるが、その際の利用方法についても検討すること。

(3) 周辺農場での防疫措置

高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜が確認された場合は、移動（搬出）制限区域を設定する。家畜保健衛生所は制限区域内の農場に対し、毎日の死亡羽数の報告を求める。

ア 移動（搬出）制限区域の設定

病原体の拡散防止を図るため、移動制限区域（3km）、搬出制限区域（10km）を指定し、告示や記者発表、ホームページ等で周知する。

イ 確認検査

（ア）発生状況確認検査

原則として24時間以内に、移動制限区域内の農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だちょうにあつては、10羽以上））に立ち入り、1家きん舎あたり5羽を対象に検査を実施する。

（イ）清浄性確認検査

移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後10日が経過した後に、移動制限区域内の農場に立ち入り、検査を実施する。

（ウ）家きん卵出荷のための検査

家きん卵を出荷する移動制限区域内の農場に立ち入り、1家きん舎あたり5羽を対象に検査を実施する。ただし、100羽以上飼養する農場については、発生状況確認検査に合わせて実施する。検査の結果、農林水産省動物衛生課と協議の上出荷を再開させることができる。

ウ GPセンター等の再開

移動制限区域内に入るGPセンター等について、家畜保健衛生所の確認及び必要に応じた立ち入り検査の結果、農林水産省動物衛生課と協議の上、再開させることができる。

第3章 その他

1 家きんにおいて高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合の対応（隣接県発生）

- ・第2章1（1）イに準じて関係機関への通報を行う。
- ・危機管理対策会議（夜間・休日は、危機管理対策会議幹事会）を開催し、第2章1（1）エに準じて対処方針を決定し、必要な業務を実施する。

2 野鳥等において高病原性鳥インフルエンザ等の感染が確認された場合の対応（県内・隣接県）

- ・「野鳥の不審死に係る県鳥獣行政担当部局の対応マニュアル（自然環境保全課作成）」に基づき対応する。
- ・県内で感染が確認された場合は、危機管理対策会議（夜間・休日は、危機管理対策会議幹事会）を開催し、第2章1（1）エに準じて対処方針を決定し、必要な業務を実施する。
- ・隣接県で感染が確認された場合は、危機管理対策会議幹事会（夜間・休日は関係各課担当者会議）を開催し、第2章1（1）エに準じて必要な業務を実施する。

高病原性鳥インフルエンザ等県内発生時連絡先等一覧

1 県内市町村

市町村名	住所	電話番号(代)	担当部署	担当連絡先
横浜市	横浜市中区本町6-50-10	045-671-2121	農政部農業振興課	045-711-0636
川崎市	川崎市川崎区宮本町1	044-200-2111	農業技術支援センター	044-945-0153
横須賀市	横須賀市小川町11	046-822-4000	経済部農水産業振興課	046-822-9395(直)
平塚市	平塚市浅間町9-1	0463-23-1111	産業振興部農水産課	0463-35-8103(直)
鎌倉市	鎌倉市御成町18-10	0467-23-3000	都市整備部農水課	(内)2481
藤沢市	藤沢市朝日町1-1	0466-25-1111	経済部農業水産課	0466-50-3532(直)
小田原市	小田原市荻窪300	0465-33-1300	経済部農政課	0465-33-1494(直)
茅ヶ崎市	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111	経済部農業水産課	0467-81-7145(直)
逗子市	逗子市逗子5-2-16	046-873-1111	市民協働部経済観光課	(内)281
相模原市	相模原市中央区中央2-11-15	042-754-1111	環境経済局農政課	042-769-8239(直)
三浦市	三浦市城山町1-1	046-882-1111	経済部農産課	(内)77327
秦野市	秦野市桜町1-3-2	0463-82-5111	環境産業部農業振興課	0463-81-7800
厚木市	厚木市中町3-17-17	046-223-1511	環境農政部農業政策課地産地消係	046-225-2801(直)
大和市	大和市下鶴間1-1-1	046-263-1111	環境農政部農政課	046-260-5132(直)
伊勢原市	伊勢原市田中348	0463-94-4711	経済環境部農業振興課	0463-94-4664(直)
海老名市	海老名市勝瀬175-1	046-231-2111	経済環境部農政課	046-235-4844(直)
座間市	座間市緑が丘1-1-1	046-255-1111	環境経済部農政課	046-252-7601(直)
南足柄市	南足柄市関本440	0465-74-2111	環境経済部産業振興課	0465-73-8029(直)
綾瀬市	綾瀬市早川550	0467-77-1111	産業振興部農業振興課	0467-70-5622(直)
葉山町	葉山町堀内2135	046-876-1111	都市経済部産業振興課	(内)371
寒川町	寒川町宮山165	0467-74-1111	環境経済部農政課	(内)751
大磯町	大磯町東小磯183	0463-61-4100	産業環境部産業観光課	(内)262
二宮町	二宮町二宮961	0463-71-3311	都市部産業振興課農林水産班	0463-71-0134(直)
中井町	中井町比奈窪56	0465-81-1111	産業振興課	0465-81-1115(直)
大井町	大井町金子1995	0465-83-1311	地域振興課	0465-85-5013(直)
松田町	松田町松田惣領2037	0465-83-1221	観光経済課	0465-83-1228(直)
山北町	山北町山北1301-4	0465-75-1122	農林課	0465-75-3654(直)
開成町	開成町延沢773	0465-83-2331	都市経済部産業振興課	0465-84-0317(直)
箱根町	箱根町湯本256	0460-85-7111	企画観光部観光課	0460-85-7410(直)
真鶴町	真鶴町岩244-1	0465-68-1131	産業観光課産業係	(内)332
湯河原町	湯河原町中央2-2-1	0465-63-2111	農林水産課	(内)734
愛川町	愛川町角田251-1	046-285-2111	環境経済部農政課	046-285-6952(直)
清川村	清川村煤ヶ谷2216	046-288-1211	産業観光課	046-288-3864(直)

2 国、隣接都県

名称	所属	電話番号	ファクシミリ番号
農林水産省消費・安全局	動物衛生課	03-3502-8292	03-5512-2293
関東農政局消費・安全部	畜水産安全管理課	048-740-5220	048-601-0548
厚生労働省	結核感染症課	03-5253-1111(2382)	03-3581-6251
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	動物衛生研究部門	029-838-7713	029-838-7880
国立感染症研究所	獣医科学部	03-5285-1111	03-5285-1179
東京都産業労働局農林水産部	食料安全課	03-5320-4845	03-5388-1456
山梨県農政部	畜産課	055-223-1608	055-223-1609
静岡県経済産業部農林業局	畜産振興課	054-221-2742	054-273-1123

3 畜産関係団体等

名称	電話番号	ファクシミリ番号
(一社)神奈川県畜産会(養鶏部会)	045-761-4191	045-759-1162
(一社)神奈川県畜産振興会	045-751-5460	045-751-5460
(一社)神奈川県配合飼料価格安定基金協会	045-751-9113	045-751-9113
(公社)神奈川県獣医師会	0466-86-5077	0466-86-5078
(公社)横浜市獣医師会	045-751-5032	045-752-1014
(公社)川崎市獣医師会	044-733-7313	044-733-7314
神奈川県農業共済組合	0463-94-3211	0463-92-5830
神奈川県動物薬品器材協会	046-221-0620	046-223-5730
JA神奈川県中央会	045-680-3061	045-680-3029
全農神奈川県本部畜産部	0463-58-9541	0463-58-9625
神奈川県養鶏経済農業協同組合連合会	0299-27-6333	0299-27-6334

※防疫作業に係る協力を依頼する団体の夜間休日の緊急連絡先は、畜産課で別途把握している。

高病原性鳥インフルエンザ等発生時における県民相談窓口一覧

■ 家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、七面鳥、ほろほろ鳥）について ■

- ◎ 県央家畜保健衛生所（046）238-9111（代）
※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、愛川町、清川村で飼養している場合
- ◎ 湘南家畜保健衛生所（0463）58-0152（代）
※上記以外の地域で飼養している場合

■ 野鳥について ■

- ◎ 環境農政局緑政部自然環境保全課野生生物グループ
（045）210-4319（直通） 時間外は（045）210-1234
※横浜市、川崎市で発見した場合
- ◎ 横須賀三浦地域県政総合センター環境部みどり課
（046）823-0210（代） 時間外は同左
※横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町で発見した場合
- ◎ 県央地域県政総合センター環境部環境調整課
（046）224-1111（代） 時間外は同左
※相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村で発見した場合
- ◎ 湘南地域県政総合センター環境部環境調整課
（0463）22-2711（代） 時間外は同左
※平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町で発見した場合
- ◎ 県西地域県政総合センター環境部環境調整課
（0465）32-8000（代） 時間外は同左
※小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町で発見した場合

■ 経営支援について ■

- ◎ 環境農政局農政部畜産課安全管理グループ（045）210-4518
- ◎ <金融支援>産業労働局中小企業部金融課融資グループ（045）210-5677

■ 鶏卵・鶏肉、愛がん鳥（野鳥、家きん以外の鳥類）について ■

【県】

- ◎ 健康医療局生活衛生部生活衛生課（045）210-4940 ※鶏卵・鶏肉に関すること
（045）210-4947 ※愛がん鳥に関すること
時間外は（045）210-1234
- ◎ 平塚保健福祉事務所（0463）32-0130
- ◎ 平塚保健福祉事務所秦野センター（0463）82-1428
- ◎ 鎌倉保健福祉事務所（0467）24-3900
- ◎ 鎌倉保健福祉事務所三崎センター（046）882-6811
- ◎ 小田原保健福祉事務所（0465）32-8000
- ◎ 小田原保健福祉事務所足柄上センター（0465）83-5111
- ◎ 厚木保健福祉事務所（046）224-1111
- ◎ 厚木保健福祉事務所大和センター（046）261-2948

【横浜市】

◎ 横浜市医療局健康安全部食品衛生課	(045) 671-2460
◎ 鶴見福祉保健センター	(045) 510-1842
◎ 神奈川福祉保健センター	(045) 411-7141
◎ 西福祉保健センター	(045) 320-8442
◎ 中福祉保健センター	(045) 224-8337
◎ 南福祉保健センター	(045) 341-1191
◎ 港南福祉保健センター	(045) 847-8444
◎ 保土ヶ谷福祉保健センター	(045) 334-6361
◎ 旭福祉保健センター	(045) 954-6166
◎ 磯子福祉保健センター	(045) 750-2451
◎ 金沢福祉保健センター	(045) 788-7871
◎ 港北福祉保健センター	(045) 540-2371
◎ 緑福祉保健センター	(045) 930-2366
◎ 青葉福祉保健センター	(045) 978-2463
◎ 都筑福祉保健センター	(045) 948-2356
◎ 戸塚福祉保健センター	(045) 866-8474
◎ 栄福祉保健センター	(045) 894-6967
◎ 泉福祉保健センター	(045) 800-2451
◎ 瀬谷福祉保健センター	(045) 367-5751

【川崎市】

◎ 健康福祉局保健医療政策部生活衛生担当	(044) 200-2448
◎ 健康福祉局保健医療政策部食品安全担当	(044) 200-2445
◎ 川崎市役所地域みまもり支援センター	(044) 201-3223
◎ 幸区役所地域みまもり支援センター	(044) 556-6682
◎ 中原区役所地域みまもり支援センター	(044) 744-3280
◎ 高津区役所地域みまもり支援センター	(044) 861-3321
◎ 宮前区役所地域みまもり支援センター	(044) 856-3270
◎ 多摩区役所地域みまもり支援センター	(044) 935-3310
◎ 麻生区役所地域みまもり支援センター	(044) 965-5163

【相模原市】

◎ 健康福祉局保健衛生部生活衛生課	(042) 769-8347
	時間外は (042) 754-1111

【横須賀市】

◎ 横須賀市保健所	(046) 824-2191
	時間外は (046) 822-4000

【藤沢市】

◎ 藤沢市保健所	(0466) 50-3594
----------	----------------

【茅ヶ崎市、寒川町】

◎ 茅ヶ崎市保健所	(0467) 85-1171
-----------	----------------

1 根拠法令

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表。令和 3 年 10 月 1 日一部変更）」

〈防疫措置に係る条文抜粋〉

（目的）

第一条 この法律は、家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。以下同じ。）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的とする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条の三 国は、最新の科学的知見並びに家畜の伝染性疾病の我が国及び外国における発生の状況及び動向を踏まえ、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する施策を総合的に策定し、及び実施するとともに、地方公共団体における家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置の適切な実施を確保するために必要な助言その他の措置並びに輸出入検疫の適切な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、その区域内における家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向その他の地域の実情に応じ、国及び市町村と連携を図りながら、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を適切に講ずるために必要な体制の整備を図りつつ、これらの措置を一体的かつ効果的に実施するよう努めなければならない。

3 市町村は、国及び都道府県の施策に協力して、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に資する措置を講ずるよう努めなければならない。

4 国及び地方公共団体は、協議会の開催等により、家畜の伝染性疾病に関する正しい知識の普及のための広報活動その他の家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する施策の実施について相互に連携するとともに、地域における家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に寄与するものである家畜の所有者又はその組織する団体が行う家畜の伝染性疾病の発生の予防のための自主的措置を助長するため、これらの者に対し、必要な助言及び指導を行うよう努めなければならない。

（特定家畜伝染病防疫指針等）

第三条の二 （略）

2 （略）

3 都道府県知事、家畜防疫員及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針及び特定家畜伝染病緊急防疫指針に基づき、この法律の規定による特定家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。この場合において、都道府県知事は、必要があると認めるときは、市町村長に対し、当該措置の実施

に関し、協力を求めることができる。

(と殺の義務)

第十六条 次に掲げる家畜の所有者は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。ただし、農林水産省令で定める場合には、この限りでない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜

二 牛疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの疑似患畜

2 前項の家畜の所有者は、同項ただし書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該家畜を殺してはならない。

3 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜について、同項の指示に代えて、自らこれを殺すことができる。

(死体の焼却等の義務)

第二十一条 次に掲げる家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、水疱性口内炎、リフトバレー熱、炭疽、出血性敗血症、伝達性海綿状脳症、鼻疽、アフリカ馬疫、小反芻獣疫、豚熱、アフリカ豚熱、豚水疱病、家きんコレラ、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ又はニューカッスル病の患畜又は疑似患畜の死体

二 流行性脳炎、ブルセラ症、結核、ヨーネ病、馬伝染性貧血又は家きんサルモネラ症の患畜又は疑似患畜の死体（と畜場において殺したものを除く。）

三 指定家畜の死体

2 前項の死体は、同項ただし書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該死体を焼却し、又は埋却してはならない。

3 第一項の規定により焼却し、又は埋却しなければならない死体は、家畜防疫員の許可を受けなければ、他の場所に移し、損傷し、又は解体してはならない。

4 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の家畜の死体について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、又は埋却することができる。

5 伝達性海綿状脳症の患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対する前各項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、又は埋却」とあるのは、「焼却」とする。

6 都道府県知事は、第一項の規定による焼却又は埋却が的確かつ迅速に実施され

るようにするため、当該都道府県の区域内における当該焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 7 都道府県知事は、前項の必要な措置を講ずるため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求めることができる。

(汚染物品の焼却等の義務)

第二十三条 家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者（当該物品が鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機により運送中のものである場合には、当該物品の所有者又は運送業者。以下この条において同じ。）は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒しなければならない。ただし、家きんサルモネラ症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品その他農林水産省令で定める物品は、指示を待たないで焼却し、埋却し、又は消毒することを妨げない。

- 2 前項の物品（同項ただし書の物品を除く。）の所有者は、同項の指示があるまでは、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒してはならず、また、家畜防疫員の許可を受けなければ、これを他の場所に移し、使用し、又は洗浄してはならない。
- 3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、第一項の物品（同項ただし書の物品を除く。）について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、埋却し、又は消毒することができる。
- 4 伝達性海綿状脳症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対する第一項本文及び前二項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、埋却し、又は消毒」とあるのは、「焼却」とする。

(発掘の禁止)

第二十四条 第二十一条第一項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第三項の規定により家畜の死体又は家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品を埋却した土地は、農林水産省令で定める期間内は、掘つてはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

(畜舎等の消毒の義務)

第二十五条 要消毒畜舎等（患畜若しくは疑似患畜又はこれらの死体の所在した畜舎、船舶、車両その他これに準ずる施設及びその敷地（農林水産省令で定める敷地を除く。）をいう。以下同じ。）は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、その所有者が消毒しなければならない。ただし、要消毒畜舎等のうち、家きんサルモネラ症に係るものその他農林水産省令で定めるものは、指示を待たないで、消毒することを妨げない。

- 2 要消毒畜舎等（前項ただし書に規定するものを除く。）の所有者は、家畜防疫員の指示があるまでは、当該要消毒畜舎等を消毒してはならない。
- 3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、要消毒畜舎等（第一項ただし書に規定するものを除く。）について、同項の指示に代えて、自らこれを消毒することができる。
- 4 要消毒畜舎等の所有者は、第一項の規定による消毒が終了するまでの間、農林水産省令の定めるところにより、当該要消毒畜舎等の出入口付近に、家畜伝染病のまん延を防止するために必要な消毒をする設備を設置しなければならない。
- 5 家畜防疫員は、第三項の規定により自ら要消毒畜舎等を消毒する場合には、当該消毒が終了するまでの間、前項の農林水産省令の定めるところにより、自ら同項の設備を設置しなければならない。
- 6 第四項の設備が設置されている要消毒畜舎等に車両を入れ、又は当該要消毒畜舎等から車両を出す者は、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ、当該設備を利用して、当該車両を消毒しなければならない。

（手当金）

第五十八条 国は、次に掲げる動物又は物品の所有者（第十七条の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜については、その命令のあつた時における当該家畜の所有者）に対し、それぞれ当該各号に定める額（当該動物の死体が利用価値を有する場合には、その評価額を当該各号に定める額から差し引いて得た額）を手当金として交付する。ただし、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかつた者その他の農林水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるところにより、この項本文の規定により交付すべき手当金の全部若しくは一部を交付せず、又はこの項本文の規定により交付した手当金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- 一 第十六条又は第十七条の規定により殺された患畜（次号に該当するものを除く。）にあつては、患畜となる前における当該家畜の評価額（その額が、家畜の種類ごとに、標準的な資質を有する家畜の売買取引において通常成立すると認められる取引価額を下らない範囲内において政令で定める額を超えるときは、当該政令で定める額とする。次項第一号において同じ。）の三分の一
- 二 ブルセラ症、結核、ヨーネ病又は馬伝染性貧血にかかつたため第十七条の規定により殺された患畜にあつては、同条の命令があつた時における当該家畜の評価額（その額が家畜の種類ごとに前号の政令で定める額を超えるときは、当該政令で定める額とする。）の五分の四
- 三 第十六条、第十七条又は第二十条第一項の規定により殺された疑似患畜にあつては、疑似患畜となる前における当該家畜の評価額の五分の四
- 四 第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項、第三十一条第一項又は第四十六条第二項若しくは第三項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を行つたため死亡した動物又は死産し、若しくは流産した動物の胎児にあつ

ては、当該検査、注射、薬浴又は投薬の時ににおける当該動物の評価額又は死産若しくは流産をする前ににおける当該胎児の評価額の全額

- 五 第二十三条（同条第一項ただし書の場合を除く。次項第三号において同じ。）の規定により焼却し、又は埋却した物品にあつては、焼却又は埋却前ににおける当該物品の評価額の五分の四
- 2 国は、次に掲げる家畜又は物品の所有者に対し、前項の手当金のほか、それぞれ当該各号に定める額を特別手当金として交付する。ただし、第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかつた者その他の農林水産省令で定める者に対しては、農林水産省令の定めるところにより、この項本文の規定により交付すべき特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又はこの項本文の規定により交付した特別手当金の全部若しくは一部を返還させるものとする。
- 一 第十六条の規定により殺された患畜にあつては、患畜となる前ににおける当該家畜の評価額の三分の二
- 二 第十六条の規定により殺された疑似患畜にあつては、疑似患畜となる前ににおける当該家畜の評価額の五分の一
- 三 第十六条第一項第一号に規定する家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがあるため第二十三条の規定により焼却し、又は埋却した物品にあつては、焼却又は埋却前ににおける当該物品の評価額の五分の一
- 3 第四十六条第一項に規定する場合には、前二項の規定は、第一項第四号の動物及びその胎児に対する場合を除き、適用しない。
- 4 農林水産大臣は、第一項及び第二項に掲げる動物、死体、胎児又は物品の評価額を決定するには、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県知事は、農林水産大臣に前項の意見を具申するには、農林水産省令の定めるところにより、あらかじめ選定した三人以上の評価人の意見を聴かなければならない。

（費用の負担）

第五十九条 国は、第二十一条第一項又は第二十三条第一項の規定により焼却し、又は埋却した患畜若しくは疑似患畜の死体又は物品の所有者に対し、焼却又は埋却に要した費用の二分の一を交付する。

第六十条 国は、都道府県知事又は家畜防疫員がこの法律を執行するために必要な費用のうち次に掲げるものを負担する。

- 一 家畜防疫員の旅費の全額（家畜伝染病（第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。）以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、二分の一）
- 二 第五十八条第五項の評価人の手当及び旅費の全額
- 三 雇い入れた獣医師に対する手当の二分の一

- 四 牛疫予防液の購入費又は製造費（第六号の動物用生物学的製剤の購入費及び製造費を除く。）の全額
- 五 牛疫予防液以外の動物用生物学的製剤の購入費又は製造費（次号の動物用生物学的製剤の購入費及び製造費を除く。）の二分の一
- 六 第三十一条第二項の規定により家畜以外の動物に対して使用する動物用生物学的製剤であつて、農林水産大臣が当該動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するために特に必要があると認めて指定するものの購入費又は製造費の全額
- 七 農林水産大臣の指定する薬品の購入費の全額（家畜伝染病（第六十二条第一項の規定により指定された疾病を含む。）以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、二分の一）
- 八 第三十一条第二項の検査、注射、薬浴又は投薬に要した費用（第四号から第六号までの動物用生物学的製剤の購入費及び製造費を除く。）の二分の一（農林水産大臣が家畜以外の動物における牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザのまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するために特に必要があると認める同項の検査、注射、薬浴又は投薬に要するものについては、その全額）
- 九 農林水産大臣の指定する衛生資材の購入費又は賃借料の二分の一
- 十 農林水産大臣の指定する消毒に要した費用（第七号の薬品の購入費並びに前号の衛生資材の購入費及び賃借料を除く。）の二分の一
- 十一 農林水産大臣の指定する焼却又は埋却に要した費用の二分の一（指定家畜の焼却又は埋却に要するものについては、その全額）
- 2 国は、都道府県知事が第三十二条の規定による移動若しくは移出の禁止若しくは制限、第三十三条の規定による催物の開催若しくは事業の停止若しくは制限又は第三十四条の規定による放牧、種付、と殺若しくはふ卵の停止若しくは制限をした場合において、当該都道府県が家畜、その死体又は物品（以下この項において「家畜等」という。）の所有者に対して当該禁止、停止又は制限に起因する家畜等に係る売上げの減少額又は飼料費その他の保管、輸送若しくは処分に要する費用の増加額のうち政令で定めるものに相当する額を交付するときは、当該交付した額の二分の一を負担する。

2 その他指針等

- 総合的な対策…「鳥インフルエンザ緊急総合対策について」（平成16年3月16日鳥インフルエンザ対策に関する関係閣僚による会合）
- 県民への正しい情報の普及…「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）（平成16年3月9日付け食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省通知）」。
- まん延防止対策…家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。令和3年10月1日一部変更。）
- 人への感染防止、健康確保のための措置…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）（以下「感染症法」という。）、「国内の鳥類におけるインフルエンザ(H5N1)発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け厚生労働省通知、平成20年5月12日一部改正）
- 危機管理対策本部及び現地危機管理対策本部の具体的対応…「神奈川県高病原性鳥インフルエンザ等発生時における対応方針」（令和3年2月総務危機管理室施行）及び各地域県政総合センターの定める高病原性鳥インフルエンザ等発生時対応マニュアル

3 定義

鳥類のインフルエンザ…家畜伝染病予防法(昭和26年5月31日法律第166号)が定める鳥類のインフルエンザは、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び鳥インフルエンザがある。本マニュアルでは、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザを「高病原性鳥インフルエンザ等」という。

高病原性鳥インフルエンザ…家畜伝染病予防法(昭和26年5月31日法律第166号)で定める疾病で、国際獣疫事務局が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病をいう。

低病原性鳥インフルエンザ…家畜伝染病予防法で定める疾病で、H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザと判定されたものを除く）の感染による家きんの疾病をいう。

鳥インフルエンザ…家畜伝染病予防法で定める疾病で、高病原性鳥インフルエンザ等ウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による家きんの疾病をいう。なお、感染症法における「鳥インフルエンザ」は、病原体の血清型により、「二類感染症」（病原体がインフルエンザウイルスAウイルスであってその血清型がH5N1及びH7N9であるものに限る。「鳥インフルエンザ（H5N1及

びH7N9)」という。)及び「四類感染症」(鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9)を除く。)に規定されており、発生した鳥インフルエンザの病原体の種類に応じて、本マニュアルとは別に対応を定める。

- 家きん……飼養されている鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
- 愛がん鳥……家きん(鶏、アヒル、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)及び野鳥以外の鳥類で、動物取扱業者又は県民が飼養している鳥をいう。ただし、継続飼養している野鳥を含む。
- 発生市町村…発生農場(農場、家きん飼育施設)が所在する市町村をいう。
- 関係市町村…移動及び搬出制限区域内となる市町村(発生市町村を含む)及び疫学的に発生農場との関連性が高い市町村をいう。
- 家畜防疫員…家畜伝染病予防法第53条第3項に基づき都道府県知事が職員で獣医師であるものの中から任命する。
- 防疫従事者…高病原性鳥インフルエンザ等対策の従事者のうち、発生農場及びこれに関連する防疫活動に従事する者をいう。
- 農場従業員…発生農場の従業員をいう。
- 農場防疫計画…発生時に迅速で円滑な防疫措置を実施するため、家畜保健衛生所が農場毎に必要な防疫作業や必要人員、資機材等を積算し作成する計画をいう。
- 後方支援 …ベースキャンプ、農場の現場事務所などの設置・運営をいう。家畜伝染病予防法に基づく国家防疫として畜産課及び家畜保健衛生所が主体となって推進する発生農場等の防疫対策を補完する業務をいう。
- 簡易検査 …簡易検査キットを用いた抗原検査。家畜保健衛生所等が実施する検査。A型インフルエンザウイルスの存在の有無を判定するもので、亜型や病原性の特定はできない。
- 遺伝子検査…家畜保健衛生所等が実施するより詳細な検査。これにより高病原性鳥インフルエンザウイルス等にかかった疑似患畜であるか判明する。疑似患畜は、殺処分の対象となる。
- 疑似患畜 …高病原性鳥インフルエンザ等にかかっている疑いがある家畜で、殺処分の対象となる。
- 移動制限区域…国と協議の上、原則として発生農場を中心とした半径3km以内の区域について、家きん等の移動を禁止する区域
- 搬出制限区域…原則として、発生農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域について、家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域

【参考】 令和3年7月の豚熱発生時の農場作業シフト

	集合時間	作業時間(農場内作業)	解散時間
第1クール	0:00	2:00～7:30	8:45
第2クール	4:45	6:45～12:15	13:30
第3クール	9:30	11:30～17:00	18:15
第4クール	14:15	16:15～21:45	23:00
第5クール	19:00	21:00～2:45	4:00

※レンダリング装置の24時間運転、現場での作業引継を踏まえ、以下の点に留意して設定

- ・集合時間から解散時間までを正規の勤務時間とし、1日7時間45分＋休憩時間1時間のシフトを設定。(適正な勤務時間の確保)
- ・4週間の範囲で1週間当たり38時間45分の勤務時間及び週休日等(8日＋祝日分)を確実に確保できるよう1回のクール(勤務)はなるべく日をまたがないよう勤務割振の変更を行った。(適正な勤務日、週休日の管理)
- ・第1～第4クールについては、原則勤務割振の変更で対応(一部時間外や一日振替対応あり)。
- ・第5クールについては、勤務開始日が週休日または祝休日以外の場合は、時間外勤務(19:00～4:00)、勤務開始日が週休日または祝休日の場合は、半日振替(19:00～23:00)＋時間外(23:00～4:00)で対応。

※鳥インフルエンザ発生時の作業シフトは、1日24時間継続させる必要があること、日をまたぐ勤務はなるべく避けること、季節要因や作業内容から過酷な条件下での労働になることから、原則、5クールで行うなど、作業者の負担に配慮した体制を組むこととする。

【参考】防疫措置の必要作業想定スケジュール（6万羽規模想定）

※実際に発生した場合は、農場ごとの防疫計画に基づいて対応していく。

○ 想定スケジュール

	発生農場	(埋却場所)	ストックポイント	焼却場	
0日目	地元説明				
	殺処分準備	(埋却準備)	場所調整		
1日目	家きんの殺処分 殺処分終了	死体の搬出			
2日目	汚染物品の回収、消毒等				(埋却処理)
3日目					搬出終了
4日目	発生農場等での防疫措置完了				
5日目～			消毒	消毒	

(参考) 国は3万～6万羽の場合、防疫措置を72時間終了と設定

(特定家畜伝染病防疫指針において、「当該目安については、防疫措置に特段の支障が生じない環境下の農場において、肉用鶏平飼いで5から10万羽程度の飼養規模を、採卵鶏ケージ飼いで3から6万羽程度の飼養規模を想定しており、様々な農場の飼養規模、家きん畜舎の構造、気象条件等の状況により、要する時間は異なることを踏まえ、的確なまん延防止措置、防疫措置従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した防疫措置の遂行に努めること」としている。)